



会報

平成元年前期号

NO. 31

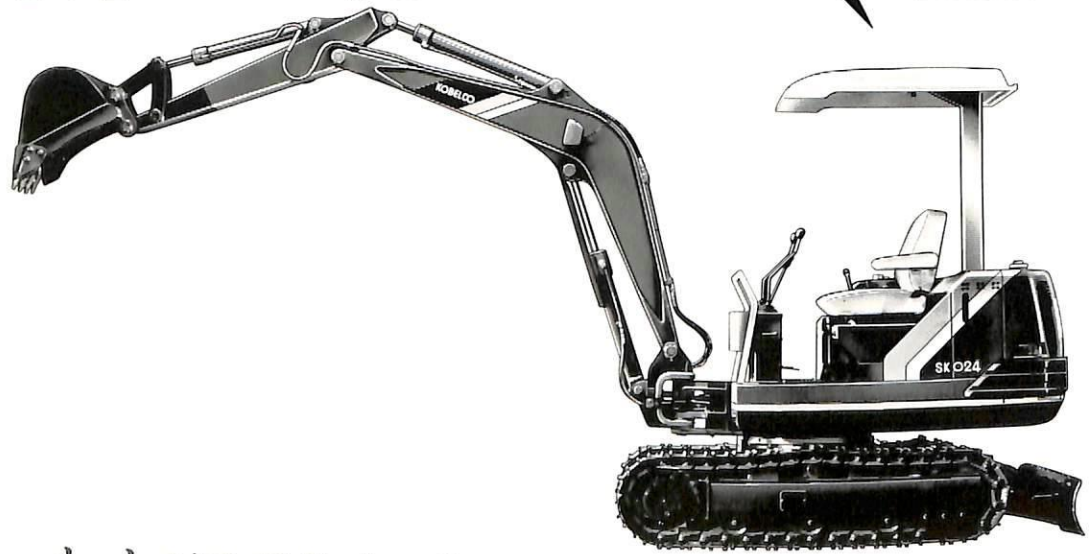


社団法人 全国建設機械器具リース業協会

ミニは、 新登場。

ここでなくっちゃ

KOBELCO



もっと、ソフィステイクーション。

もっと、人のそばへ。

SK NEWマークIIに結晶したコベルコ先進の技術を、機能・構造の両面にわたって大幅に継承。その卓越の操作性で、本格的なつくりで、またそのパワーで、快適設計と安全思想の徹底で、ミニの常識を一新するミニ(コベルコスーパーミニショベル)いま都市空間のただ中へしなやかに発進。

- 新開発油圧システムの採用で驚くほどスムーズな操作性を実現
- いずれもクラス最高の高出力エンジンを採用、抜群の作業能力
- ミニでは業界初の旋回フラッシュャー標準装備、ゴムバンパーも
- 乗用車感覚の快適さを追求したオペレーター本位のコクピット
- 耐久性重視のきめこまかな気配り設計ですぐれた保守・点検性

Super Mini

- SK007** ●らくらく搬送 ●2t中積込み ●1,500mm掘削
- SK014** ●掘削深さ2,050mm ●管理設向きの最小機種
- SK024** ●走行直進システム ●走行2速 ●4tダンプ積込み可
- SK027** ●走行直進システム ●走行2速 ●高度の作業性
- SK032** ●走行直進システム ●走行2速 ●4tダンプにベストマッチ
- SK042** ●専用パイロットコントロール ●中大機に最も広い洗面機種

巻頭小論 ■ 建設産業の生産性と労働力について……………2
松田 寛司

緊急情報 ■ 消費税とリース業界 / 荒井 敏彦……………4

Up to date ■ 電気工事士法及び電気工事業法の改正と講習会案内 ■ 資格取得について……………6

一口メモ ■ 資産の貸付契約と消費税……………11

特集読物 ■ 春日局の時代の土木工事——近世初期の大開発……………12



「利根川図志」より

技術者講習 可搬形発電機整備技術者講習会実施の現状について……………17
研修コーナー ■ 平成元年度:可発および管理技術者講習会の実施予定ご案内……………18

ずいひつ ■ 年々歳々……同じからず / 船越 大資……………21

支部だより《栃木》……………25

昭和63年度構造改善事業について……………26

協会だより ■ 昭和63年度協会活動年表……………28

協会支部名簿……………29

編集後記……………30

建設産業の生産性と

労働力について—— 社団法人 全国建設機械器具リース業協会 専務理事 松田 寛司

世界の建設産業を建設需要予算で見ると、アメリカ60兆円、ヨーロッパ（EC12カ国）60兆円、日本63兆円となっている。ただし、欧米のドル換算は150円なので、今日の円高（130円）換算におき直すと、日本と欧米の予算の格差は更に拡大することになる（ちなみに日本の自動車は30兆円産業である）。日本の建設産業が国の基幹産業といわれている所以である。

ところで、この膨大な予算は日本の将来の社会資本充実のために役立ち、われわれ国民に還元されるものである。20世紀最後の努力と成果は、やがて貴重な遺産となり、後世の人たちから大いなる偉業として感謝されることであろう。だがいま、この国を挙げての社会資本整備計画の行先に赤信号がチラホラと見えはじめています。早く打開の手段を探らなければ本当に大変なことになる。建設業界はこの対策に大差である。内需拡大政策を追求に、これからというところで、一体何が起因なのか、建設業界が抱えている非効率市場と生産構造等の問題点がなせる業か。何はともあれ、いくら国家予算が山ほど積まれても、建設工事に着工してくれる肝心の労働力が欠除していたのでは元も子もない。

労働生産性の推移を労働省の調査資料から見ると、昭和50年から60年の10年間において、製造業は100から200に上昇しているのに対し、建設業は100から40前後に下降している。この10年間の建設業の労働生産性は年々の建設投資の増減にほぼ対応して上昇あるいは低下しているが、長期的には停滞の傾向にある。建設業全体の生産性低下の理由としては、つき

のようなことが挙げられている。

①工事量の季節変動が大きく、ピーク時以外の時機に機械や労働力の過剰を生じている。
②プレハブ化等、工場加工製品化の進展等により、建設業の総生産額に占める中間投入の比率が増大し、肝心の建設業の付加価値の一部が製造業に流出したため、現場での作業は複雑な部分が残された形となった。
③公共工事を中心として、1件当たり工事規模が縮小した。
④建設労働者の高齢化が進み、作業能力が低下した。この他熟練工の不足がある。

若年労働力の導入について、文部省の新卒・転入就職率(57年)の就業構造基本調査をみると、調査対象10産業（①金融、保険、不動産、②公務、③電気、ガス、水道、④製造業、⑤サービス業、⑥卸売小売業、⑦鉱業、⑧運輸通信業、⑨建設業、⑩農林水産業）中、建設業は下位（9位）であり、この統計からも、若年労働力不足の深刻さがうかがえる。（ちなみに建設機械器具賃貸業をサービス業種としてとらえると、5位であるが、建設関連業に置き換えると、建設業と大差はないものと推定される。）

以上等、労働者不足の深刻な事態に直面しており、建設行政の課題として述べられているものに、

①技能工は慢性的な不足状況にあり、工事のブーム期を迎えるとその不足率は深刻なものとなる。（現在すでにその兆候が出はじめる、労働力不足のための倒産もみられる。）
②現在、各産業中における建設業への新規学卒者の就職率は、農水産業について最も低く、このままでは西暦2000年には50歳以上

の労働者が全体の42%を占めることとなる。

③建設業の生産性が現状のまま推移すると、2000年には現在より300万人もの就労者増加が必要になってくる。そうでないと、工事を消化することが出来ないといわれる。（これでは21世紀への贈りものの、社会資本整備事業も画に描いた餅になりかねない。）そこでその対策の一環として、発注の平準化による課題が重要なモノとして挙げられている。要約すると、

①現在、公共工事の仕事量は、ピーク時（10月～12月）とボトム時（4月～6月）とでは2倍の開きがある。その結果、建設労働者の稼働率は、ピーク時には月平均20日、ボトム時には月平均12日となっている。（労働条件の不安定とともにレンタル料金のダンピングを招いている。）

②こうした仕事量の不均衡から、建設業としては流動的な労働力に頼らざるを得ず、月給雇用という安定的な雇用関係が妨げられるばかりでなく、ピーク時には超過勤務、休日労働が常態となり、若年労働者入職の大きな阻害要因となっている。

③また、ピーク時には労働者が不足し、ボトム時には余剰が生じるという、需給面でのむだが生じる。（生産性の低下）

④こうした仕事量の不均衡を解消するためには、一式工事化や協業化、更に労働者の多能工化などといった業者自身の努力と併せ、基本的には発注の平準化が必要である旨強調されている。

発注の平準化は、予算制度が厳格な限り、なかなか容易なことではない。ただし、発注の平準化が可能となれば、わが業界に及ぼす影響も極めて大きいものがあり、問題として大きく採り上げられることは欣快至極である。

いま建設業にあっては、構造改善3カ年計画の推進中で、中小企業、専門工事業者層を

対象として元請下請関係（弱者対策等）の改善を図る一方、1人当たりの生産性（売上・利益等）を高めるため、良質な人材確保を目的とした工事維持管理技術者、工事施工技能者等の育成を積極的に行い、公共工事の50%以上を消化しているサブコンの強化を精力的に指導されており、建設業全体の活性化は一段と加熱している。

わが業界はサービス業である一方、建設関連業である。若年労働者入職問題については、雇用条件が月給制のところが多く、建設業より幾分上位にあると思うが、労働条件については“夜うち朝がけ”のタトエもあり、決して喜んで若者が集ってくる職場とは言い難い。

また、わが業界は中小企業が大半でありながら資本投下型企業である。当然内需急増のため、レンタル機器購入が増大している。ヤード等、保有土地の異常値上がりで担保価値が上昇し、金融借入も有利になったとはいえ、借りたお金は金利を上乗せして返済しなければならない。

そこで問題はこの内需拡大景気がいつまで続いてくれるか、続く限り回転に危惧はないが、経済循環性というものがある。いつかは暗い谷間が待っている。この谷間をクリアするかしないかで、わが業界の明日の命運が定まる。経済講演会でも、経済見通しについて明快な答えを出してくれる講師はいない。何故ならば、日本は国際経済社会に一番深い関わりを持たされているからであろう。

われわれ中小企業にとって、自分の会社は自分の生命そのものである。われわれは建設関連業として建設業と切ってもきれない間柄であり、運命共同体の一員として、建設業界の実態を見る時、決して他人事ではないので、あえて入手した情報の一部を整理して会員諸士のご参考に供した次第である。

※ 本文の資料は、社会資本整備と建設産業（公共事業セミナー）より抜粋したものである。

桜、桜、弥生の空は みわたすかぎり
かすみか雲か……

春と共に霞ヶ関より新税の消費税導入で、日本中、みわたすかぎり雲につつまれたようである。

赤字国債から脱皮し、わが国の将来の再建、「国家百年の計」に新型租税を導入しなければならないことは、不安ながら誰もが理解しなければならない。しかし、これほどまでに数々の問題をかかえスタートする以上は、本当にわが国の未来が永遠に豊かに発展する国家、国民のために税の活用を望みたい。企業はもとより、子供から老人まで国民の血税であるから……。

消費税転嫁の問題

消費税導入にあたり、われわれ建設機械器具リース業は、建設関連業界の一員として建設業界の方々との関係を今まで以上に、より深く理解してもらわなければならない。

建設業界にとって、なじみにくい消費税を大蔵省が説明しているとおおり、最終消費者、すなわち建設業者から3%をスムーズに転嫁できれば何ひとつ問題はないのである。

しかし、われわれが一番不安としていることは、はたして建設業者から3%の消費税がそのまま受け取れるであろうか、ということである。

他の製造業等は、このところよくテレビで

見るが、親企業からの実質的な圧力がかり、従来の価格の内で消費税の負担を押し付けられいく様子がかかなり放映されている。

下請けいじめについて、公正取引委員会や大蔵省はじめ建設省においても実態調査や不当な行為を監視すると発表されている。しかし建設業は、元請け—下請け—孫請け—曾孫請けと段階的に各社が取引きされており、下請けいじめがわれわれリース業界にも発生していかないという保証はない。

消費税転嫁の方向

そこでわれわれ建設機械器具リース業を含む建設関連業界は、先に中央建設業審議会の勧告と建設省建設経済局長の局長通達を参考にして転嫁を図って行くべきである。

もうすでにご案内の通り、建設工事は官庁発注工事と民間発注工事に分けられている。

官庁工事については、各建設工事入札の落札金額に消費税3%を上乗せして契約されることとなっているため、建設会社から3%の消費税を転嫁することにはそれほど問題がないと思われるが、民間発注工事については建設業界でも競争が激しく、一部においては希望価格（消費税をプラスした金額）をもって受注契約が難しいといわれている。そこで一部の建設業者においては、先に述べた製造業の例と同じように、圧力がかかることも予想されるが、後記の下請けいじめ防止等に対し、中央建設業審議会の勧告と建設省局長通達を

理解してもらい、建設業者に今こそ全国建設機械リース業協会会員が一丸となって対処してこそ、消費税が転嫁されると信じている。

われわれリース業者が建設業者から受注するにあたり、建設業者に対し建設省局長通達をこの際しっかりと認識したうえで、各建設業者に対応していくことが何よりと考える。

建設経済局長の通達内容

そこでつぎに、すでにご案内のことと思うが、その通達を要約してみる。

中央建設業審議会が平成元年1月24日に開催され、建設業界における消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、各発注者および建設業界に対し、建設工事請負契約の締結にあたっては、消費税を見込んだ適正な価格とし、当該消費税額を約款に基づき明記するよう勧告がなされた。

これを受けて、平成元年2月8日に消費税を円滑かつ適正な転嫁を図るため、建設業者団体の長宛てに、建設省建設経済局長から建設省経構発第2号で通達がなされた。

記

- (1) 公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款（甲）（乙）及び建設工事標準下請契約約款の改正……以下省略
- (2) 消費税は取引の各段階に課せられるものであることにかんがみ、下請契約、資材購入等において、いやしくも自己の取引上の地位の不当利用に当たるような行為を行わ

ず、消費税額分を適正に上乗せした契約を締結し、転嫁を受け入れること。

なお、免税業者である下請業者等にあっても、その仕入れに消費税額分が上乗せされていることに留意されたい。

(3) (4) —省略

特にわれわれリース業界会員にとっては、このうちの(2)が最も重要である。ぜひ参考にして、なじみにくい消費税をスムーズに転嫁してほしいと願う次第である。

消費税導入にあたり、従来の取引のあり方も個々の企業が見直し、正しいあり方にしていく努力が必要で、今後の業界の発展の課題として取り組まねばならない。

いずれにしろスタートしたからには、事務の煩雑で頭を痛めながら頑張らねばならない、と決意した次第である。

電気工事士法及び電気工事業法の改正と資格取得について

昭和62年9月1日、電気工事二法（電気工事士法及び電気工事業法）が改正され、これに伴う政省令が昭和63年9月1日付で施行されました。

従来、電気工事二法は、低圧で受電する一般用電気工作物の工事を行う場合を規制の対象としていましたが、今回の改正により、自家用電気工作物(最大電力500kW未満の需要設備に限る)の工事を規制の対象に加え、工事を実施する者の資格を新たに定めたため、平成2年9月1日より、上記自家用電気工作物の工事を行うには、第一種電気工事士の資格が必要となります。

改正法の施行に当たり、新資格取得の経過措置があり、従来の電気工事士免状所有者はもちろん、無資格者でも所定の電気工事の経験を有する者は、経過措置期間中に資格講習を受講すれば、第一種電気工事士の資格が得られます。また、電気主任技術者免状所有者、高圧電気技術者資格所有者も、所定の実務経験を有すれば、認定により第一種電気工事士の資格が得られますのでお知らせします。

〔経過措置又は認定による第一種電気工事士資格の取得要件〕

1. 経過措置により資格を取得する者
 - a. 旧電気工事士免状所有者
免状の交付を受けた後、電気工事に関する実務経験3年以上
 - b. 旧電気工事士免状を有しない者
免状を有しないが電気工事に関する実務経験10年以上
(従来、免状を有していなくても、自家用電気工作物の電気工事については、電気主任技術者の監督のもとで実施できた。)

上記の者は、平成2年8月31日迄に、(財)電気工事技術講習センターが実施する2日間の資格講習を受講すれば、申請により第一種電気工事士免状の交付が受けられる。

- 申込 先/各地区電気協会
- 資格講習会場/各都道府県で実施する会場から選択
- 費用/受講料、免状交付手数料他

●電気工事士法が定める各資格の取得要件

| 取得する資格 | 資格を取得しようとする者の区分 |
|----------|---|
| 第一種電気工事士 | 第一種電気工事士試験に合格した者 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状所有者 電気事業主任技術者の資格を有する者 高圧電気技術者試験に合格した者 (経過措置) (昭和63.9.1~昭和65.8.31) 旧電気工事士免状所有者 上記各免状又は資格を有しない者 |

- 計 26,000円
2. 認定により資格を取得する者
 - a. 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状所有者
免状の交付を受けた後、自家用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務経験5年以上
 - b. 高圧電気技術者試験に合格した者
試験に合格した後、電気工事に関する実務経験3年以上
上記の者は、認定申請することにより、第一種電気工事士免状の交付が受けられる。
- 申請 先/住所を管轄する都道府県庁窓口又は(財)電気工事技術講習センター
 - 費用/都道府県庁の場合 4,000円
(財)電気工事技術講習センターの場合 6,000円の予定
- 〔注意事項〕
- a. 申請書に添付する実務経験証明書は、証明者が社長であること。

- b. 資格講習は(財)電気工事技術講習センターが全国各都道府県ごとに実施を開始しているが、受講者が極めて多いため、受講場所は希望できても、受講月日は指定された月日となる。(受講申込みをすると、指定受講日の3週間程前に通知が来る。)
- c. 認定により資格を取得する場合は、住所を管轄する都道府県庁窓口、又は(財)電気工事技術講習センターで申請を受け付けるが、都道府県庁に申請する場合、本人による提出、免状の受領が必要(郵送不可)であり、審査も厳しいとされている。講習センターの受付開始は、平成元年4月以降の予定。
- d. 認定により資格を取得する場合は、経過措置ではないので、今後、いつでも認定申請により免状の交付が受けられる。

以上

| 必要とする実務経験 | 必要とする講習 |
|---|--------------|
| 大学、高等専門学校又は旧専門学校において、電気工学の課程を修めて卒業した者 ———卒業後、工事(※1)に関する実務 3年以上 上記以外の者———工事に関する実務 5年以上 免状の交付を受けた後、工事、維持又は運用(※2)に関する実務 5年以上 電気事業主任技術者となった後、工事、維持又は運用に関する実務 5年以上 試験に合格した後、工事に関する実務 3年以上 免状の交付を受けた後、工事に関する実務 3年以上 工事に関する実務 10年以上 | 資格講習 資格講習 |

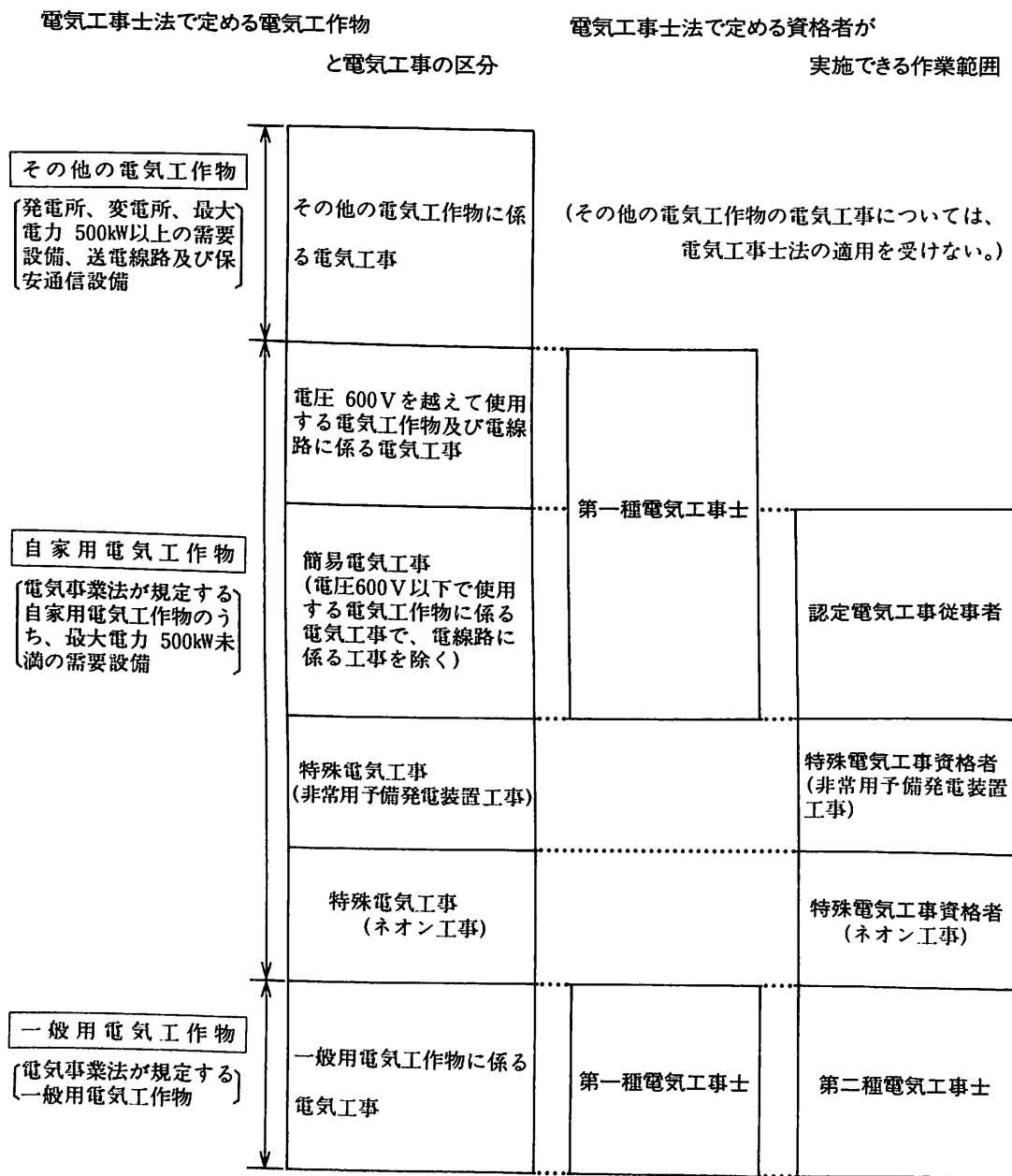
| 取得する資格 | 資格を取得しようとする者の区分 |
|----------------------------|---|
| 認定電気工事従事者 | 第一種電気工事士試験に合格した者 第二種電気工事士免状所有者 第二種電気工事士免状所有者 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状所有者 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状所有者 電気事業主任技術者の資格を有する者 電気事業主任技術者の資格を有する者 |
| 特殊電気工事資格者 (ネオン工事) | 第一種又は第二種電気工事士免状所有者 ネオン工事技術者証明書(財)日本ネオン協会)所有者 〔経過措置〕(昭和63.9.1～昭和65.8.31) ネオン工事技術者試験に合格した者 昭和63.8.31までに電気工事士となった者 上記各免状又は資格を有しない者 |
| 特殊電気工事資格者 (非常用予備発電装置工事) | 第一種又は第二種電気工事士免状所有者 据付工事部門又は保全部門の第一種又は第二種自家発電設備専門 技術者資格証(財)日本内燃力発電設備協会)所有者 〔経過措置〕(昭和63.9.1～昭和65.8.31) 昭和63.8.31までに電気工事士となった者 上記各免状又は資格を有しない者 |
| 第二種電気工事士 | 第二種電気工事士試験に合格した者 通商産業大臣が指定する養成施設(職業訓練所等)において第二種電 気工事士養成の課程を終了した者 〔経過措置〕 旧電気工事士試験免状所有者(免状の書換えを要しない) 旧電気工事士試験に合格した者 通商産業大臣が指定する養成施設において、旧電気工事士養成の課 程を終了した者 |

(注) ※1 工事とは、電気に関する工事のうち、電気事業法施行令第1条に定める軽微な工事、同施行規則第2条の2に定める特殊電気工事(ネオン工事及び非常用予備発電装置工事)、電圧5万V以上で使用する架空電路線に係る工事、及び保安通信設備に係る工事以外の工事をいう。
※2 工事、維持又は運用とは、電気工作物の工事、維持又は運用の実施又は監督の業務をいう。従って、電気事業用又は自家発電用電気工作物の電気主任技術者若しくは代行者の業務は、これに含まれる。

| 必要とする実績経験 | 必要とする講習 |
|--|--|
| 免状の交付を受けた後、工事に関する実務 3年以上 免状の交付を受けた後、工事、維持又は運用に関する実務 3年以上 電気事業主任技術者となった後、工事、維持又は運用に関する実務 3年以上 | 認定電気工事従事者認定講習 認定電気工事従事者認定講習 認定電気工事従事者認定講習 |
| 免状の交付を受けた後、ネオン工事(※3)に関する実務 5年以上 ネオン工事に関する実務 3年以上 ネオン工事に関する実務 10年以上 | ネオン工事資格者認定講習 ネオン工事資格者認定講習 ネオン工事資格者認定講習 |
| 免状の交付を受けた後、非常用予備発電装置工事(※4)に関する実務 5年以上 非常用予備発電装置工事に関する実務 3年以上 非常用予備発電装置工事に関する実務 10年以上 | 非常用予備発電装置工事資格者認定講習 非常用予備発電装置工事資格者認定講習 非常用予備発電装置工事資格者認定講習 |
| | |

※3 ネオン工事とは、ネオン用として設置される分電盤、主開閉器(電源側の電線との接続部分を除く)、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの付属設備を設置し、又は変更する工事をいう。
※4 非常用予備発電装置工事とは、非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤(他の需要設備との間の電線との接続部分を除く)及びこれらの付属設備を設置し、又は変更する工事をいう。

●電気工事士法で定める電気工事の区分と資格者が実施できる作業範囲



自家用電気工作物及び一般用電気工作物に係る「軽微な工事」(令第1条)又は「軽微な作業」(則第2条)については、資格者による実施規制から除かれている。

資産の貸付契約と消費税

●資産の貸付契約に関する適用日について

事業者が消費税施行日前に締結したリース契約等の資産の貸付契約に基づいて、適用日(平成元年4月1日)前から適用日以後引き続きその契約に係る資産の貸付けを行っている場合で、その契約の内容が、つぎの①と②または①と③の要件に該当するときは、その資産の貸付けには、消費税は課税されません。

なお、施行日以後に資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合には、その変更後におけるその資産の貸付けについて消費税が課税されます。

| | |
|----|--|
| 要件 | ① 資産の貸付期間、及びその期間中の対価の額が定められていること。 ② 事情の変更その他の理由により、対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。 ③ 契約期間中に当事者の一方または双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと、その他対価に関する契約の内容が特定の要件に該当していること。 |
|----|--|

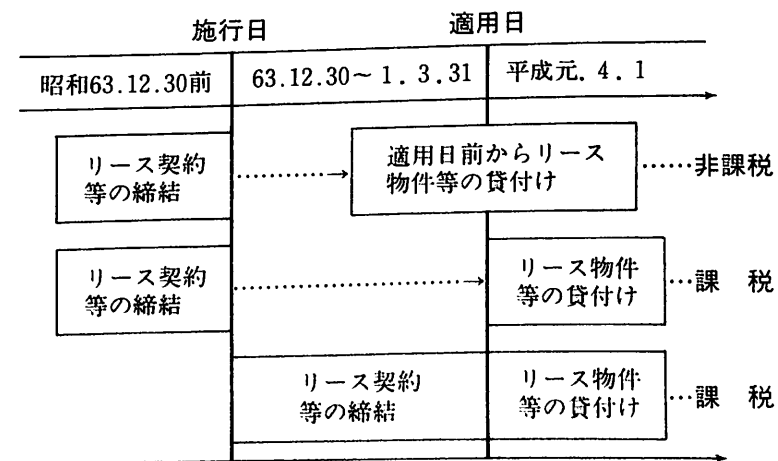
〔資産の貸付けとは〕

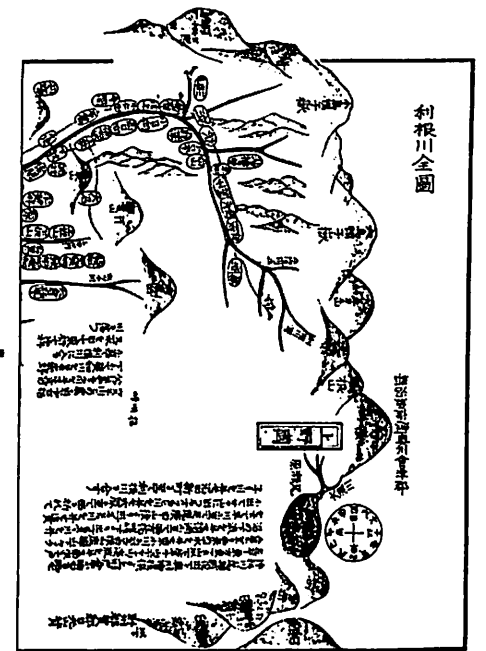
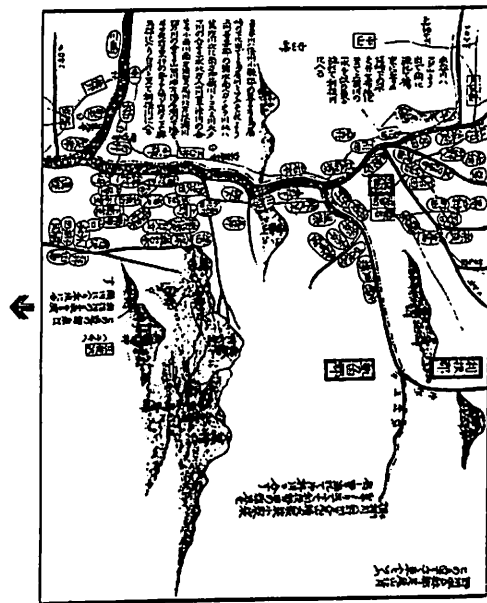
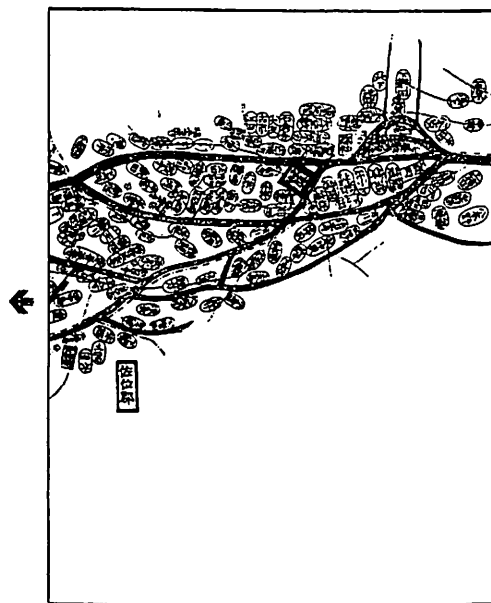
賃貸借や消費貸借などの契約により、資産を他の者に貸し付けたり、使用させる一切の行為をいいます。

また、不動産、無体財産権その他の資産に利用権、実施権等の権利を設定する行為も資産の貸付けに含まれます。

なお、「資産を他の者に使用させる」とは、動産、不動産、無体財産権その他の資産を他の者に使用させること(例えば、自動車のレンタルや事務用機械等のリース、貸倉庫や貸金庫の賃貸)をいいます。

図解 ● リース契約等の消費税





んだ。このころ江戸の東方には利根川・荒川下流域の低湿地帯、西方には武蔵野台地が広がる不便な場所で、太田道灌築城と伝える江戸城の規模も小さかった。家康は江戸城の大改修、城下の整備に着手し、同時に河川改修による東方湿地帯の開発にのり出した。

当時、越後（現新潟県）・上野（現群馬県）国境近くに源を発する利根川は、上野国前橋付近で関東平野に出、上野・武蔵（現埼玉県・東京都）の平野部をいく筋かの流れとなって流下し、秩父山地を水限とする荒川を数カ所で合わせながら、現在の江戸川下流部を主流路とし、中川・隅田川など数本の川となって江戸（東京）湾に注いでいた。

一方、千葉県銚子市付近で太平洋に注ぐ現在の利根川下流部は常陸川と呼ばれていた。常陸川は現茨城県域を流れる小貝川・鬼怒川と同じ水系に属し、流域に大山沼・長井戸沼・飯沼などの沼沢地を形づくっており、利根川とはまったく別の川であった。

工事は文禄3年（1594）・元和7年（1621）・寛永6年（1629）・同9年・承応3年（1654）

など六次にわたって実施された。元和7年、利根川上流部とその東を流れる渡良瀬川上流部をつなぐ新川通が開鑿され、利根川の水が渡良瀬川流路へと流入した。さらに利根川と常陸川の分水嶺である低台地が東西約1キロメートルにわたって掘割られ、赤堀川となり、はじめて渡良瀬・利根川水系と常陸川水系が結ばれた。しかし元和期には掘削幅・深とも充分でなく、通水には至っていない。

その後赤堀川は拡張・増掘を加えられ、承応3年ようやく通水を見た。これにより、利根川の水はようやく常陸川を経て太平洋に注ぐようになった。以後常陸川筋が利根川の本流となり、常陸川の呼称は消滅した。

赤堀川開鑿と併行して、寛永6、7年ごろ、常陸川に注ぐ鬼怒川・小貝川を分流させ、各々別に常陸川に注ぐようにする河道付替工事や、荒川を南へ曲流させ入間川筋へ移す河道付替工事、旧利根川筋を流れることとなった江戸川の開削などが行われた。

この利根川東遷を中心とする大土木工事の結果、銚子—利根川—関河—江戸川—新川を

経て江戸に至る舟運網が形成され、東北地方と江戸を結ぶ大動脈が完成した。また、利根川・常陸川筋の広大な沖積平野は、川筋の安定により肥沃な水田地帯へと変貌した。

〔地方巧者の時代〕

約60年間を要し、現在の群馬・埼玉・茨城・千葉、そして東京の一都四県に及ぶ広い範囲にわたる大工事は、徳川幕府の成立なくしては不可能であった。しかし一方で地形をよみ、川の流れをつかんで壮大な設計図を描くことができ、また設計図を具体化する土木技術と技術者集団を抱えた人物なくしては実現しえなかった。

徳川家康の命を受けて利根川東遷等一連の土木工事をすすめたのは伊奈忠次であった。

忠次は三河国の出身で徳川氏に仕え、家康の関東入部後は代官頭（のち関東郡代）として検地・知行割、年貢制度の改革、河川改修工事、新田開発、交通制度の確立、寺社領の設定などを推進した。いわば徳川幕府の民政全般をになっており、その支配領域は関東・

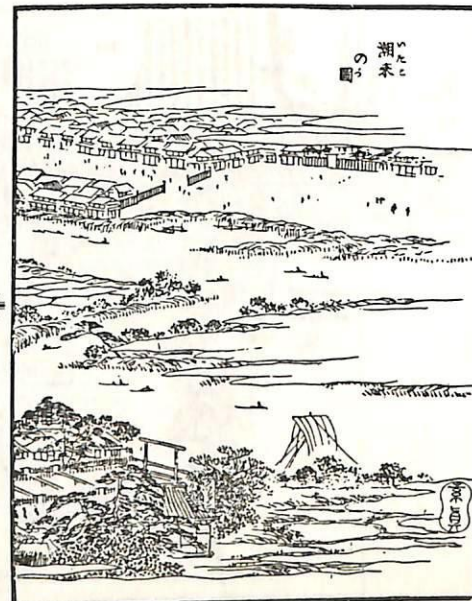
東海地方に及んだ。

忠次の子忠治は、慶長15年の忠次の死以後利根川東遷事業を継承し、新川の開鑿、赤堀川の通水、江戸川や権現堂川の開鑿などを実現させて事業を完成に導いた。さらに、武蔵国葛飾郡・同国足立郡内での大規模な新田開発、常陸国筑波郡内での沼地の干拓と用水堰築造、玉川上水の開鑿などを行い、北関東地方の開発に大きな業績を残している。

伊奈氏は忠次以後関東郡代を世襲し、寛政4年（1792）まで続いた。

忠次等の行った民政事業は、地方仕法と呼ばれる、地方仕法に精通した人物は地方巧者と称された。伊奈家に伝えられた地方仕法は伊奈流といわれ、徳川幕府の地方仕法の主流となった。

特に伊奈流の治水土木技術は関東流と称される、激しい流れの石川と、低湿地をゆるやかに流れる泥川への治水土木技術を兼ね備えていた。蛇行しながら流れる河川に乗越堤・霞堤や遊水池・流作場を設けて水の害を防ぎ、川の沿岸に肥沃な土を堆積させて土地の生産



力を上げる。また用水路を開鑿して新田開発を促すという伊奈流の地方仕法は、利根川東遷事業を通じて完成されたといえる。なお忠次の行った検地仕法は、備前検・伊能検と呼ばれていた。

伊奈忠次・忠治と同時代の地方巧者として、佐渡金山経営等に敏腕をふるった大久保長安、彦坂流に名を残す彦坂元成、稲毛川崎二ヶ領用水等を開鑿した小泉吉次等が名を残している。

戦国時代、すぐれた武将はすぐれた土木事業家でもあったとされ、武田信玄・伊達政宗・加藤嘉明・加藤清政・黒田長政・佐々成政等の業績がたたえられた。しかし、これらの武将たち自身が必ずしも土木技術に卓越していたわけではなく、むしろ武田信玄における高坂弾正、加藤嘉明における足立重信のように、すぐれた技術者を家臣として抱えていたにすぎなかった。だが、戦国時代の終焉により、領国経営の中心は民政事業へと移り、武人の影に隠れていた地方巧者たちも、歴史の表舞台に登場したのであった。

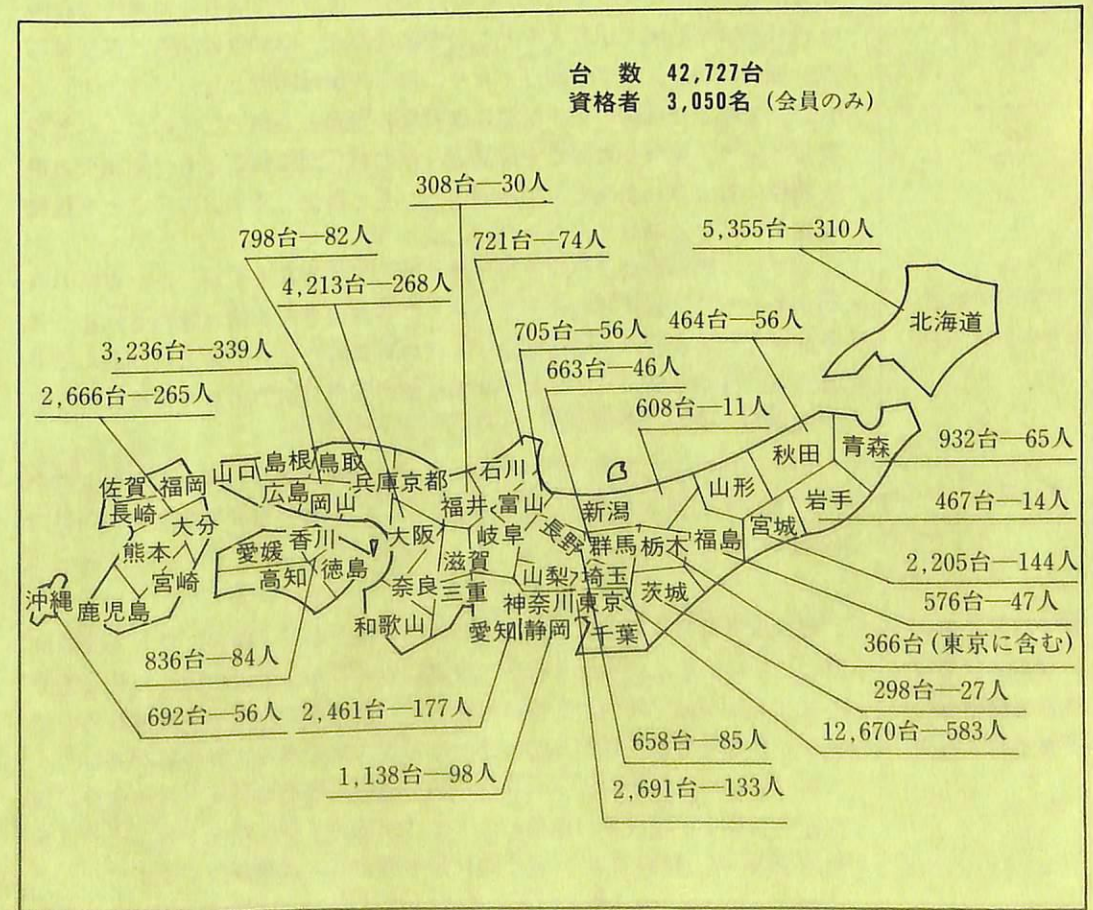
地方巧者たちの尽力により、日本の国土は大きく姿をかえていった。同じころ、徳川幕府は武家諸法度・公家諸法度、慶安御触書等を発布して武家・公家・農民等の統制をはかり、ついに三代将軍家光の代の寛永16年、鎖国へと至る。

〔可搬形発電機整備技術者講習会実施の現状について〕

可搬形発電機整備技術者、全国で3,200名を超える

昭和60年若葉の季節を迎えたばかりの4月17日、近畿ブロックの講習会を大阪の科学技術センター会場で206名の受講者を対象に、可搬形発電機整備技術者資格認定講習会として開催実施してから本年度で5年目を迎えることになりました。その間、北は北海道、南は九州まで日本縦断7地区での受講者は3,400名を超え、これも協会の会員のみでなくアウトサイダー同業者からも200名を超す受講者を受け入れることが出来た。当協会で定めた可搬形発電機の保全運用に必要な条件を基準とした、通産省通牒による認定資格を取得した整備技術者は3,200名を超える誕生を得ることが出来ました。想えば各地区ブロックでの講習実施については、担当支部の事務局長を

●支部管轄地区の可搬形発電設備保有台数と整備技術者無有分布図 (平成元年5月現在)



〔平成元年度：可搬形発電機整備技術者資格認定講習会及び更新講習会実施予定表〕

| ブロック 担当支部 | 会 場 | 参加範囲 支部 | 実施日 | |
|------------------|---|--------------------------------|-------------------|-------|
| | | | 定期講習 | 更新再講習 |
| 中国・四国地区 中国支部 | RCC文化センター 広島市中区橋本町5番11号 TEL 082-222-2277 | 中 四 国 | 6/13 ～ 6/14 | 6/15 |
| 東北地区 宮城支部 | 宮城県トラック協会 内 トラック研修センター 仙台市若林区卸町5丁目8-3 TEL 022-238-2721 | 青森・岩手 秋田・宮城 福島 | 6/19 ～ 6/20 | 6/21 |
| 東海・北陸地区 中部支部 | 愛知県中小企業センター 名古屋市村区名駅4丁目4-39 TEL 052-561-4121 | 静岡・中部 富山・石川 福井 | 6/27 ～ 6/28 | 6/29 |
| 関東・甲信越地区 東京支部 | 池之端文化センター 東京都台東区池之端1丁目3-45 TEL 03-822-0151 | 茨城・栃木 群馬・東京 神奈川 長野・新潟 | 7/3 ～ 7/4 | 7/6 |
| 近畿地区 大阪支部 | 大阪府中小企業文化会館 大阪市天王寺区上汐4-4-25 TEL 06-771-4096 | 滋賀・京都 大阪・兵庫 | 7/11 ～ 7/12 | 7/13 |
| 九州・沖縄地区 九州支部 | 博多パークホテル 福岡市博多区博多駅前2-4 TEL 092-451-1151 | 九州全域 沖縄 | 7/20 ～ 7/21 | 7/22 |
| 北海道地区 北海道支部 | きょうさいサロン 札幌市中央区北4条西1丁目共済ビル TEL 011-241-2661～4 | 北海道 全 域 | 7/27 ～ 7/28 | 7/29 |

切り取ってお手元に

はじめ役員の方々の多大なる協力により、会場の準備、会員への受講募集連絡、受講申請の手続指導、受講申請書の取りまとめ、本部事務局への連絡、受講料の送金、当日の受講者受付等の業務を献身的に援助くださったことが、計画どおり順調に継続し得た主因であり、ここに本部事務局の担当者として改めて深く心から御礼申し上げます。また可発委員会の各専門部会主査にあつては率先指導をいただき、かつ激励援助くださいましたお陰であることも、忘れてはならないことと感謝の言葉もありません。

一方、管理対象である可搬形発電設備の保有台数の推移をみると、需要の増大に伴い63年11月現在の会員より通産局届け台数が全国で45,727台となり、60年の保有台数より12,000台の増加となっており、保管管理者としての責任も大きく変わってきたことと考えられます。別図に各支部管轄保有台数と整備技術者を示しましたので、ご参考にしてください。

次に資格者について会員のみ年代層別にその数を挙げてみると、60歳以上が28名、50歳代が269名、40歳代が1,085名、30歳代が1,300名、20歳代が368名となっています。その年齢層も22歳から70歳と幅は広いが、30歳代の資格者が中心となっています。これまでの講習会受講者の知識修得評価を科目別に平均値で示しますと、発電機は84点、原動機は86点、保全是75点、整備は76点、法令は80点となり、総合評価は80点となっています。これは、受講者と講師の先生が共に講習会の意義と企業としてのとるべき姿勢について、理解と重要さを認識され教習科目別に両者ともに知識の習得と教授に努力された賜として評価されるべきと確信します。このことを後続受講者に特に意識してもらいたいと願うものです。

さて、この講習会は今後も毎年繰り返し実施されますが、ただ資格の取得のみでなく、義務と責任とを自覚し、各自研さんを積み重ねられんことを願ってやみません。資格修得3年後の更新時のホロー講習には進んで参加され、技術革新に対応できる知識技能の習得に努力研さんされんことをお願いし、筆をおきます。

以上、つたない報告に終わりましたが、会員皆さんの深いご理解と暖かいご支援を心より深謝申し上げるとともに、今後の可発事業運営にご協力をお願い申し上げます。

建設機械器具賃貸業は、建設工事の担い手として、顧客に対して機械器具の供給にあたり、安全と技術の提供はもちろん、最近の内外の社会情勢の変化および施工技術の変革に対応して、適切な賃貸用建設機械器具の整備を行うとともに、経営基盤の確立など近代化を推進する必要があります。

特に、この講習会および試験は、(社)全国建設機械器具リース業協会が通商産業省および建設省の指導のもとに、「知識および技術向上のための技術者の養成」を目的として、自主的に行う講習会、試験制度です。

(次ページ予定表参照)

〔建設機械器具賃貸業管理技術者講習会について〕

この講習会は、管理者として通常有すべき技術、財務、法令の3部門に関する知識及び技能の向上を図り、管理技術者試験に際して遺漏のないよう講義を行うものであり、これに対する企画、運営等は主務官庁の指導により(社)全建リース協が当たっております。

☆10月29日(日曜日) 管理技術者試験 全国一斉

●講習会日程

| 受講地ブロック (地方建設局管内) | 講習会実施月日 | 会場 | 受講地ブロック (地方建設局管内) | 講習会実施月日 | 会場 |
|----------------------|-----------|-----|----------------------|------------|----|
| 北海道発発庁 | 9月 4日(月) | 札幌 | 近畿地方建設局 | 8月 25日(金) | 大阪 |
| | 5日(火) | | | 26日(土) | |
| 東北地方建設局 | 9月 25日(月) | 仙台 | 中国地方建設局 | 10月 5日(木) | 広島 |
| | 26日(火) | | | 6日(金) | |
| 関東地方建設局 | 9月 18日(月) | 東京 | 四国地方建設局 | 9月 13日(水) | 高松 |
| | 19日(火) | | | 14日(木) | |
| 北陸地方建設局 | 10月 2日(月) | 富山 | 九州地方建設局 | 9月 8日(金) | 福岡 |
| | 3日(火) | | | 9日(土) | |
| 中部地方建設局 | 9月 28日(木) | 名古屋 | 沖縄開発庁 | 10月 11日(水) | 那覇 |
| | 29日(金) | | | 12日(木) | |

〔問合わせ先〕 受験及び受講参加申込みの受付、案内書の頒布等は、協会支部事務局で行っています。(案内書の配布予定は7月)

資格者の年代層
別内訳

●平成元年度：
可発および管理
技術者講習会の
実施予定ご案内

《用語の説明》

※1 課税期間とは

納付する消費税額の計算の基礎となる期間で、個人事業者は暦年、法人は事業年度とされています。

なお、課税期間の短縮を選択する旨の届出書を提出した事業者は、課税期間が3カ月に短縮されますが、事業廃止の場合を除き、その提出した日から2年間は、課税期間の短縮の適用をやめる旨の届出書を提出することはできません。

※2 基準期間とは

個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前前事業年度（前々事業年度が1年未満である法人については、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）をいいます。

※3 課税売上高とは

「消費税が課税される取引の売上金額（消費税額を除きます）の合計額」から「その取引に係る売上返品、売上値引きや売上割戻し等に係る金額（消費税額を除きます）の合計額」を控除した残額をいいます。

なお、売上げとは棚卸資産の販売やサービスの提供のほか、棚卸資産以外の資産の譲渡（機械、建物等の事業用資産の売却等）等を含む幅広い概念です。

ずいひつ〇〇〇

年々歳々……同じからず

デンヨー株式会社

専務取締役
事業本部長 船越 大資



故きを温ね新しきを知る

当社の広告・広報関係業務を担当する企画課に、NHKニュースを1年1本に編集したビデオテープ36本があることを知りました。とてもその総てを見ようという気持にはなれませんが、目録をバラバラとめくっていると過去の色々な出来事を改めて身近に引き寄せることが出来、楽しくもあり、また時の流れの早さ、長さ、重さといったものを感じさせられます。

私がデンヨーに入社したのは昭和34年。この年は、現在の天皇がご結婚された年であり、ご成婚パレードの放送のために、テレビが爆発的に売れたそうです。南極でタロとジロの生存が発見され、東京で個人タクシーの営業が認可され、5年後の東京オリンピックの開催が決定したニュースが伝えられたのも昭和34年でした。日本経済は、岩戸景気に沸き絶好調の年でした。

一方、当社は、今日のエンジン溶接機のい

わば原型ともなる高速タイプの溶接機の開発に成功し、生産を開始した年でもあります。大阪に営業拠点を設け、企業としてヤル気に満ちた時代でした。

溶接機メーカーとして出発した当社ですが、エンジン発電機を生産・販売するようになり、昭和41年、現在のデンヨー株式会社（旧社名日本電気溶接機材株式会社）に社名変更いたしました。カタカナの社名は、当時としては珍しく、従来の社名のイメージを残し、新しい時代感覚に合った社名として誕生したものです。

この年、BOAC機が富士山上空の乱気流で空中分解して墜落。羽田沖、松山沖の全日空機の墜落と航空機事故が続きました。NHKの連続ドラマ「おはなはん」が茶の間の人気を集め、「黒い霧」と呼ばれ国民の批判を浴びた政界の不祥事も、この年のニュースでした。



今日、発電機、溶接機、コンプレッサー等の製品は、防音型の製品をレンタル機として保有するのが当たり前、使うのが常識という具合に、何も不思議ではないという程に一般化してしまいました。

この昭和41年、当社は現在の普及型ともなる防音型の一步前の“騒音防止装置”と呼ぶ製品を開発いたしました。当時としては、時代の流れを先取りする画期的な製品・装置と呼ぶだけに、騒音は低いが、大きく、重く、コストが高いという製品のため、一部の企業、官庁でしか採用してもらえないという製品でした。

騒音問題がまだ世の中の社会問題としてクローズアップされていない時代で、騒音防止

に先鞭をつける製品でした。ちなみに騒音規制法が施行されたのは、2年後の昭和43年のことです。“騒音防止装置”の開発は、メーカーとして新たな研究、開発にチャレンジするスタートとなりました。静かで、小さく、軽く、より安くというテーマに、当時の技術部のメンバーが夫々機種別に担当して、現在の防音型の原型となる簡易防音型の開発に取り組みました。

競争で開発した結果、製品としてコスト的にもなんとか満足の出来るものが、次々と完成はいたしました。製品の外観、構造が開発チームにより総て異なるという結果になってしまい、中には社内でひそかに「怪物ガバゴン」と命名した製品もありました。

カタカナ産業の登場

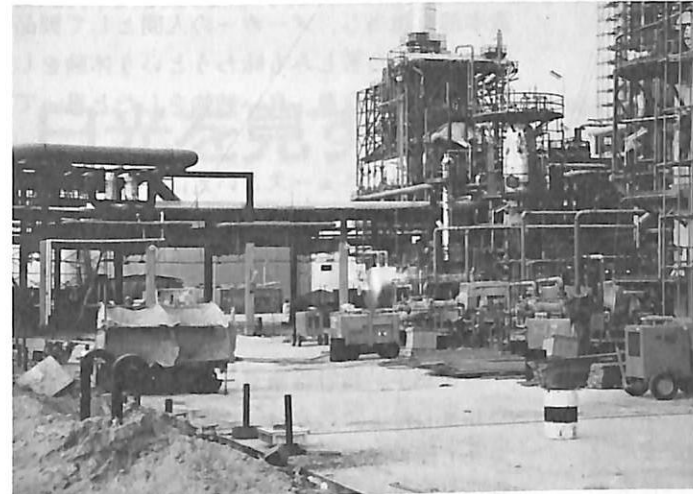
日本のリース会社誕生をみると、昭和38年に日本リース、昭和39年にオリエンタリース＝現・オリックスが設立され、リース産業がスタートいたしました。

賃貸という行為が、どの時代にまで遡って存在した行為なのか知りませんが、「リース」

という概念・言葉に対し、「レント」「レンタル」という言葉が新たに登場したわけです。

今日的なレンタルを事業とする会社が次々と設立されたのは、昭和40年代初めの頃のように思えます。

手元にある昭和48年作成の当社の社員用テ



キストに、「リースとレンタルという言葉は、よく混同されて理解されているが、テキストを熟読して正しい知識を身につけるよう……」という注意が、まえがきの中で述べられ、同じテキストの中の説明で、リースとレンタルの違いについて、

* 汝、浮気するなかれ＝常に特定の一社を相手<リース>

* レンタルは八方美人＝不特定の多数を相手<レンタル>

という表現があり、考えてみますとこの少し前頃から、リース・レンタル産業は幼年期を

脱し、成長期に入っていったのではないでしょう。

昭和48年という年は、10月にOPECが原油の生産制限を決定、石油ショックとなって日本を襲い、トイレットペーパー、洗剤等の日用品が不足し、スーパーに主婦の長蛇の列ができた年であり、金大中氏の誘拐事件が日韓の外交問題に発展し、ハイセイコーの登場が競馬ブームを呼んだ年でした。

当社は、この年から第三の製品の柱としてエンジンコンプレッサーの生産を開始した年でもありました。

年々歳々……同じからず

私自身、入社した当時は、技術部勤務でした。昭和36年、東京大学建築学科仲教授の下で、“高速度溶接法”の研究に取り組んでおりましたが、「60年安保」の影響もあり研究が進まず、研究を打ち切り、社命によりアメリカのリンカーン社へ研修に出されました。2カ月程は真面目に研修に取り組みましたが、言葉に慣れたこともあり、遊び心が頭をもたげ、研修を打ち切って、キャタピラー、シカゴ・ブ

リッジ等の企業を見て歩き、ついでにハワイに寄って遊んで帰国した次第です。

アメリカでの研修がキッカケとなり、帰国したその年の暮れになってセールスエンジニアとして営業部へ転出させられ、以来、営業畑を“売る”ということで歩いて参りました。

昭和47年から昭和49年の師走のクリスマスの日まで、関西駐在ということで、大阪で過ごしました。本四架橋のプロジェクトを兼務

で率いていたこともあり、この頃からレンタル業の皆様との交際が始まりました。

東京に戻り、大手セネコン、エンジニアリング会社を担当する営業部を担当するようになり、レンタル業の皆様から工事用機材を借りる仕事が増え、違う形で交際の輪が広がりました。

レンタル業の皆様と本格的な交際をさせていただくようになったのは、昭和55年、当社の組織改革により、製品別事業部制を採用してからのことです。製品開発から、生産、販売、サービスまで総てを指揮し、動かすだけに苦勞もありましたが、反面、楽しい仕事でもありました。技術部を振出しに、営業一筋で歩いてきましたが、途中1年程の期間、製

造本部を担当し、メーカーの人間として製品を造る喜びと苦しみも味わうという体験をしており、自分自身、良い勉強をしたと思っています。

昭和55年のニュースといえば、プロ野球巨人軍の長島監督が辞任し、王選手が引退した年であり、大平首相が死去され、両親をバットで殺害するという金属バット事件が起きた年でもありました。

昭和58年、当社は東京証券取引所に上場いたしました。この年は、大韓航空ジャンボジェット機の墜落事件、ロッキード事件の一審判決、NHKテレビの「おしん」が爆発的な人気で、「おしん」はガマンと根性の代名詞となった年でもありました。

ホップステップ、そしてジャンプ

平成に年号が変わりましたが、日本経済は外需主導型から内需主導型経済への転換が推進され、絶好調な景気が持続しております。

皆様ご存知のように、日本は一次資源に乏しいため、これまで製造業の発展により成長して参りました。日本の産業構造は年々変化し、第三次産業の成長・発展が新たなリード役として、その中心になりつつあります。そこに位置づけられるレンタル業界においても、これまで培ってきたノウハウに磨きをかけ、

新時代に対応し、更に大きく成長するものと期待いたしております。

最後に、QCDのバランスのとれたサービス、製品の提供。すなわち、より良く、より安く、よりタイムリーに、サービスまたは製品を顧客に提供するという事は、レンタル業の皆様にとっても、私たちメーカーにとっても、企業として成長・存続するために大きな課題であり、その実現に向けて努力して参りたいと存じます。

日光を見ずして、結構と言うなかれ

(栃木支部)

栃木県建設機械リース業協会は、昨年6月に発足、現在正会員28社、賛助会員30社で構成されております。会員皆様のご理解と協力を得てリース業に関する調査研究会を開催するとともに、会員相互の親睦と、連携の強化に務めてまいりました。国内経済は内需を中心に引き続き着実な成長(1~2年以上続く予測)の推移が見込まれています。しかし先行きは保障されません。この忙しいとき、変動の激しいときこそ気持ちを締め付けて対処してゆかねばならないと思います。すなわち、常に環境が変化していることを忘れてはなりません。その変化に対応するための戦略の強化の時であると思います。これから先においても、建設関係業界は、われわれレンタル業界への依存度がますます高まり、レンタル料の売上げも増大が予測されます。また反面、同業者の数も増え、競争が激化します。業界の健全な発展に寄与するため、皆様の尚一層のご理解を得ながら、リース業における適正化の促進、人材確保、養成のための研修、集団体制の確立等、諸事業の充実と改善を重ね、近代化を計り、協会としての使命の達成に向けて、最善の努力を重ねる所存でございます。全建リース業協会の皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い致します。

さて、栃木県について、ご紹介致します。

「日光を見ずして、結構と言うなかれ」という言葉は、皆様、ご存じであると思います。日光東照宮の美しさをたたえての古くからの

讃辞であります。世界的に有名な、国際大観光地・日光をかかえているのが、栃木県であります。人口190万人、面積6,414km²で、関東地方では最も広く、北と東、西の三方を山で囲まれており、那須火山帯が北東から南西の方向に伸びております。高原一帯は、四季おりおり澄みわたった湖水、限りない樹海と草原が続く、美しい自然が躍動しております。豊かな温泉も、そこそこに湧き、日光国立公園に指定されております。ただ一つ、海のない県であることが残念であります。県の中心都市は宇都宮市で、人口43万人、東京から100km圏内、新幹線で50分、遠くて近い田舎町であります。主な観光地としては、日光東照宮のほかに、奥日光、中禅寺湖、戦場ヶ原、華厳の滝等の景勝地、並びに那須、塩原、鬼怒川、川治、奥鬼怒川、湯元等の温泉地、また、県南地区の足利市は、史跡の街でもあり、足利氏が復興した足利学校跡もあります。

春には、ツツジ、高山植物、祭。夏には、ニッコウキスゲ、登山。秋には、紅葉。冬には、スキーと、一年中、楽しめる自然の豊かな栃木県へぜひ一度立寄り、「なるほど結構」と言って下さい。

栃木県建設機械リース業協会
会長 小野寺 隆

昭和63年度 構造改善事業について

人材の育成事業

私たち業界の近代化を図るための構造改善事業は、平成元年3月末日を以て一応終結を迎えました。

会員の皆さんには、すでに構造改善実施状況の報告をお配りしてありますからご存知とは思いますが、総括の意を込めて顕著なものを抜粋してみますと、つぎのとおりであります。

(1) 人材の養成事業においては、本協会独自のものとする可搬形発電機整備技術者認定資格取得者数は新規459名、登録更新1,872名であり、当初よりの認定資格取得者総数は3,237名にのほりました。また管理技術者試験合格者数は325名(合格率46.8%)で、当初からの合格者を加えますと2,537名になりました。

事業の集約化

(2) 事業の集約化に関しては、全支部の積極的な業務提携が促進され、19グループ、企業数202で、昭和61年度からの総数は76グループ、締結企業総数769(達成比率71%強)に達しました。そしてこの業務提携による機械の相互利用(仲間貸)の利用回数208,469回、延台数408,512台となり、相互利用機種ベストテンは、ポンプ、締固め機械、掘削機、コンベア、ハウス、電気機器、空気圧縮機、仮設資材、ブルドーザ、積込機等の順位になっています。

新設した設備

(3) 新たに設置した設備(機械装置)に関しては、下記のとおりです。

新設 $\frac{\text{実績}1,305,989}{\text{計画}246,019}$ 台 廃棄又は譲渡 $\frac{\text{実績}120,313}{\text{計画}91,211}$ 台
 差引(増) $\frac{\text{実績}1,185,676}{\text{計画}154,808}$ 台 総保有台数 $\frac{\text{実績}4,819,646}{\text{計画}2,262,310}$ 台

資本金階層別
の売上高

なお、これらに要した設備調達資金は、実績763億円強でありました。
 (4) 資本金階層別従業員数等について、例を資本金500万円以下にとると全体の $\frac{190}{661}$ 28%強を占めています。これを構造改善事業着手前(昭和56年度)における40%強と比較すると、企業努力の程が歴然と現われています。

建設機械賃貸
の売上高

(5) 建設機械賃貸の売上高は、本事業計画当初の達成目標値3,800億円(昭和56年度価格)を大きく上回る5,000億円に達しました。売上増の要因としては、内需拡大はもちろんですが、皆さんの努力によるレンタル市場拡大もあるでしょう。

従業員の福祉
向上

(6) 従業員の福祉の向上についてみると、厚生年金基金制度の新規加入者は1,176名増となり、前年度末の加入会員7,314名は8,490名に増加しました。

本協会加盟企業数は構造改善事業発足当時約800のものが、今日1,100を超える成長ぶりから本協会の年金基金加入者数は更に増員が見込まれ、ス

割増償却件数

ケールメリットの効果が上がるものと予測されます。

(7) 割増償却件数は、下記のとおり尻上がり上昇を辿っています。

構造改善事業に係る国税・地方税の適用状況

(1) 国税(建設機械等の割増償却) (単位:千円)

| 区分 年度 | 社 数 | 建設機械等の償却額 | | |
|----------|--------|------------|-----------|------------|
| | | 普通償却額 | 割増償却額 | 計 |
| 昭和59年度 | 86 | 8,715,965 | 2,157,580 | 10,873,545 |
| 昭和60年度 | 115 | 10,156,849 | 2,667,061 | 12,823,910 |
| 昭和61年度 | 147 | 14,178,526 | 3,884,704 | 18,063,230 |
| 昭和62年度 | 195 | 19,243,987 | 5,089,329 | 24,333,316 |
| 昭和63年度 | 262 | | | |
| 合計 | 805 | | | |

ちなみに本調査対象企業数は1,075であります。回収数は670、回収率62.3%でありました。したがって全体をとりまとめるため、ほかからの資料(通産省等)の引用等も行いましたのでご了承下さい。

将来の課題

本構造改善計画は、後半より内需拡大主導型政策の影響を受けて既述のとおり各項目にわたり実績が計画を大幅に上回ったことは幸いでありましたが、将来重要な課題で、手の及ばなかったものもあります。たとえば、取引関係の改善事業(標準的契約約款の策定)、競争の正常化(受注の平準化対策、適正賃料算定方式の統一化等)については、今後関係省庁、団体ユーザー等のご理解とご協力を得て精力的に推進することが肝要であります。

現在、建設産業の構造的課題として大きく採り上げられているものは、①有効競争の機能しにくい市場構造、②非効率的市場と生産構造、③不足する若年技能労働者等につき、建設業は主務官庁と一体になり、近代化構造改善計画(3カ年)に着手されました。われわれ業界も建設関連業種として共通の苦悩を抱いております。

今後は更に視野を拡大して建設業界とのコンセンサスを密にし、情報の交流を図り、将来の対応に悔いのなきよう努めたいものであります。本文の冒頭に構造改善事業は、本年3月末で一応終結したと申し上げましたが、変転目まぐるしい経済環境に想いを馳せるとき、第2次構造改善計画に熱い期待を寄せざるを得ません。

終わりにのぞみ本調査に当たってご協力賜った会員の皆さんに心より感謝申し上げます。

(平成元年5月現在)

昭和63年度 協会活動年表 (昭和63.4~平成元年.3)

社団法人 全国建設機械器具リース業協会 事務局 〒101 東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4階
会長 野口 誠 輔 TEL 03(293)7273、7274、7284 / FAX 03(293)7275

| | | | | |
|--------|-------|---------------------------|-------|-----------------------------|
| 63.4. | 7 | 総務委員会 (横浜) | 14 | 可発 (更新) 講習会 (名古屋) |
| | 12 | 可発委員会 | 17~18 | 管理技術者講習会 (沖縄) |
| | 15 | 自由民主党税制懇談会 (自民党本部) | 20 | 管理技術者試験委員会 |
| | 18 | 広報委員会 | 21 | 可発委員会 |
| | 19 | 財務委員会 (決算案、予算案、審査) | 21~22 | 管理技術者講習会 (札幌) |
| | 22 | 日本建設機械化協会リース・レンタル部会 | 26 | 広報委員会 (建設業者との座談会) |
| | 26 | 総務委員会 (予算、決算案審査) | 27~28 | 管理技術者講習会 (高松) |
| | 27 | 常任理事会 | 27 | 可発委員会 |
| | 27 | 建設省定例懇談会 | 29 | 構造改善専門委員会 |
| | 27 | 流通委員会 | 29 | 管理技術者講習会 (福岡) |
| 5. | 10 | 会計監査 (財務、監査) | 3~4 | 第43回理事会 (富山、宇奈月温泉) |
| | 11 | 電機工業会及可発委員合同打合、可発委員会 | 5~6 | 管理技術者講習会 (大阪) |
| | 19-20 | 可発講習会 (札幌) | 6~7 | 木村春樹氏告別式 (前常任理事) |
| | 30 | 第15回定期総会、理事会 (池之端文化センター) | 11 | 管理技術者試験委員会及幹事会 |
| 6. | 2 | 自由民主党税制懇談会 (自民党本部) | 20 | 管理技術者試験委員会 (試験問題検討) |
| | 2~3 | 可発講習会 (大阪) | 21 | 構造改善専門委員会全国担当者会 |
| | 7 | 管理技術者試験委員会及幹事会 | 27 | 可発委員会 |
| | 15 | 可発委員会 | 27 | 建設業近代化促進団体協議会 (振興基金) |
| | 17 | 臨時理事会 | 30 | 管理技術者試験 (全国一斉) |
| | 21 | 可発 (更新) 講習会 (東京) | 7 | 流通・大手参入合同委員会 (大阪) |
| | 24 | 可発 (更新) 講習会 (仙台) | 9 | 教育・指導委員会 |
| | 27 | 栃木県建設機械器具リース業協会設立総会 (宇都宮) | 14 | 建設業専門団体協議会定例懇談会 |
| | 29 | 日本建設機械化協会リース・レンタル部会 | 15 | 管理技術者試験委員会及幹事会 |
| 7. | 4 | 全国事務局長会議 (ホテルサンルート東京) | 22 | 日本建設機械化協会リース・レンタル部会 |
| | 7~8 | 可発講習会 (仙台) | 28 | 総務委員会 |
| | 8 | 可発 (更新) 講習会 (神奈川) | 7 | 消費税説明会 (空衛協) |
| | 11 | 中小企業近代化促進団体協議会 (島根年金会館) | 12 | 財務委員会 |
| | 12 | 建設大臣表彰野口副会長 (中国支部) | 13 | 日高連名譽会長葬儀 (前橋) |
| 13~14 | | 管理技術者講習会 (名古屋) | 16 | 総務委員会 |
| | 14 | 建設業専門団体協議会総会 (霞ヶ関ビル) | 17 | 常任理事会 |
| | 15 | 可発 (更新) 講習会 (富山) | 22 | 建設業近代化促進団体協議会 (振興基金) |
| | 18 | 登録制度実行委員会 | 26 | 消費税説明会 (空衛協) |
| 21~22 | | 可発講習会 (東京) | 7 | 昭和天皇崩御 |
| | 22 | 可発委員会 | 10 | 消費税説明会 (空衛協) |
| | 26 | 可発 (更新) 講習会 (札幌) | 17 | 管理技術者試験委員会 (昭和63年度合否判定会議) |
| 27~28 | | 管理技術者講習会 (東京第1回) | 18 | 新東京建設機械リース業協会賀詞交歓会 |
| 8. | 1 | 岩手県建設機械リース業協会設立総会 (水沢) | 25 | 会計検査院来協 (業界実態調査について) |
| | 2 | 臨時理事会 (ホテルサンルート東京) | 27 | 広域会員懇和会 |
| | 3 | 福利厚生委員会 | 2. 1 | 昭和63年度管理技術者合格者発表 |
| | 3 | 可発 (更新) 講習会 (福岡) | 2 | 消費税説明会 (空衛協) |
| 8~9 | | 可発講習会 (広島) | 16 | 構造改善専門委員会 |
| 10~11 | | 管理技術者講習会 (東京第2回) | 18 | 税制委員会 (カルテルの問題) |
| 18~19 | | 可発講習会 (福岡) | 21 | 臨時理事会 |
| 23~24 | | 可発 (更新) 講習会 (大阪、第1回、第2回) | 24 | 大喪の礼 (昭和天皇葬儀) |
| 24~25 | | 管理技術者講習会 (広島) | 28 | 消費税説明会 (マツダビル) |
| | 26 | 可発 (更新) 講習会 (沖縄) | 3. 8 | 消費税課税の為の共同行為の実態調査 (公正取引委員会) |
| | 29 | 総務委員会 | 15 | 建設業専門団体協議会定例懇談会 |
| 9. 2~3 | | 管理技術者講習会 (富山) | 17 | 管理技術者 (委) 幹事会 (登録者審査) |
| | 3 | 全国副会長会議 (熱海) | 22 | 可発委員会 |
| 8~9 | | 管理技術者講習会 (仙台) | 24 | 管理技術者試験委員会及幹事会 |
| | 9 | 管理技術者試験委員会幹事会 | 29 | 臨時理事会 |
| | 12 | 建設業専門団体協議会定例懇談会 | 30 | 日本建設機械化協会リース・レンタル部会 |
| | 13 | 可発委員会 (技術専門部会) | 31 | 総務委員会 |
| | 13 | 可発 (更新) 講習会 (岡山) | | |

| 支部名称 | 代表者名 | 事務局長名 | 〒 | 事務局所在地 | 電話 |
|---------------------|-------|------------------|------------|--------------------------------|--|
| 北海道建設機械 リース業協会 | 片桐 理 | 安達 美代治 | 060 | 北海道札幌市中央区北4条東2丁目 第2まるよビル4階 | 011-221-1485 FAX. 222-5612 |
| 青森県建設機械 リース業協会 | 川村 雄蔵 | 槻木沢 四郎 北川 留理子 | 039 -11 | 青森県八戸市大字長苗地二丁目7-1 (柳ほくとう内) | 0178-27-0710 FAX. 27-0712 |
| 秋田県建設機械器具 リース業協会 | 大高 至 | 大内 英昭 | 012 | 秋田県湯沢市千石町4-2-50 株式会社 丸大工機商内 | 0183-72-1777 FAX. 73-3353 |
| 岩手県建設機械 リース業協会 | 菊地 捷士 | 千葉 岸夫 | 023 | 岩手県水沢市佐倉字清水下112-1 機械興業株式会社内 | 0197-24-8271 FAX. 24-0198 |
| 宮城県建設機械 リース業協会 | 中野 勇 | 伊藤 壽朗 | 983 | 宮城県仙台市宮城野区福室字高砂駅東17 晋業商工ビル3階 | 022-259-0631 FAX. 258-0522 |
| 福島県建設機械器具 リース業協会 | 菅野 剛 | 鈴木 英子 | 963 | 福島県郡山市富田町字向館121-20 | 0249-52-0588 FAX. 0245-45315 |
| 茨城県建設機械 リース業協会 | 国本 新宰 | 成田 八重子 | 305 | 茨城県つくば市松代2-9-15 | 0298-55-6631 FAX. (切替) |
| 栃木県建設機械 リース業協会 | 小野寺 隆 | 阿部 智光 | 320 | 栃木県宇都宮市松原2-5-21 栃木県木材会館 | 0286-21-6062 FAX. 21-1923 |
| 群馬県建設機械 リース業協会 | 高屋 浩志 | 小野寺 国雄 | 371 | 群馬県前橋市小出町755-8 コーエィ株式会社 | 0272-33-0522 FAX. 31-2954 |
| 新東京建設機械 リース業協会 | 小俣 實 | 関口 正一郎 | 101 | 東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4階 | 03-294-4071 ~2 |
| 神奈川県建設機械 リース業協会 | 玉井 武治 | 田口 政重 | 221 | 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町1-6-1 岩井ビル5階 | 045-322-0613 FAX. 314-5513 |
| 長野県建設機械 リース業協会 | 原 幸男 | 清水 英明 | 395 | 長野県飯田市大門町26番地 株式会社 原鉄内 | 0265-24-9178 FAX. 24-1205 |
| 静岡県建設機械 リース業協会 | 松井 重雄 | 片桐 茂 | 435 | 静岡県浜松市西上町865 大興リース(株)内 | 0534-63-8821 FAX. 64-0034 |
| 静岡県重機建設業 工業組合 | 近藤 憲一 | 山川 安豊 保坂 益男 | 421 -01 | 静岡県静岡市新川2-1-40 新川ビル2階 | 0542-85-9231 FAX. 84-5381 |
| 中部建設機械 リース業協会 | 坂井 照 | 服部 芳明 | 451 | 愛知県名古屋市西区藤ノ宮通り3-43 小出ビル内 | 052-571-2080 FAX. 561-6529 |
| 新潟県建設機械器具 リース業協会 | 猿子 辰也 | 吉田 準一 | 950 | 新潟県新潟市出来島1-11-31 株式会社 新潟まるよし内 | 025-284-6605 FAX. 284-5265 |
| 富山県建設機械 リース業協同組合 | 高野 義雄 | 小倉 秀信 | 938 | 富山県黒部市沓掛567 株式会社 吉田商内 | 0765-52-2688 FAX. 54-3307 |
| 石川県建設機械 リース業協会 | 吉川 義孝 | 副田 正夫 後本 暁男 | 920 | 石川県金沢市北安江町3-1-33 (柳)吉川土木機械製作所内 | 0762-62-4585 64-1255 FAX. 23-3601 |
| 福井県建設機械 リース業協同組合 | 水野 健治 | 松川 秀次 | 910 | 福井県福井市間屋町2-45 松田ビル3階 | 0776-21-9010 FAX. 21-3210 |
| 滋賀県建設機械 リース業協会 | 蔭山 孝夫 | 高橋 和子 | 529 -12 | 滋賀県愛知郡秦荘町北八木92 滋賀建機株式会社内 | 0749-37-3281 FAX. |
| 大阪建設機械 リース業協同組合 | 佐川 重徳 | 野崎 雅子 | 556 | 大阪府大阪市浪速区桜川3-4-24 カベタニビル内 | 06 561 7405 561 7407 FAX. 567-3432 |

| | | | | | |
|---------------------|---------------|---------------|--------|--------------------------------------|-------------------------------|
| 兵庫県建設機械 リース業協同組合 | 菟田 好一 | 小野 恒雄 | 650 | 兵庫県神戸市中央区多聞通り 3-2-9 甲南スカイビル2階 206 | 078-361-2481 FAX. 361-2487 |
| 中国建設機械 リース業協会 | 野口 誠輔 | 清水 五月 | 731-01 | 広島市安佐南区長束2-11-11 第2ヨシヒロビル2階 | 082-230-1208 FAX. 230-1208 |
| 四国建設機械 リース業協会 | 田中 萬一 | 明石 俊幸 | 761-01 | 香川県高松市春日町795 株式会社 田中铁工所内 | 0878-43-6140 FAX. 43-3546 |
| 九州建設機械器具 リース業協会 | 平山 悠三郎 | 北野 富也 | 812 | 福岡市博多区博多駅東2-9-13 東福ビル4階 | 092-482-6685 FAX. 482-6685 |
| 沖縄県建設機械器具 リース業協会 | 会長代行 大城 律雄 | 専務理事 吉里 真達 | 901-21 | 沖縄県浦添市宇西原573番 | 0988-76-6410 |

●編集後記●

平成元年を迎え、内需拡大政策による当業界の活況も3年目に入り、今年も引き続き見通しが良いといわれております。昨年より、リクルート問題による政界の混迷と、消費税の導入実施による政治不信で国政は乱れ、今年度の予算がいまだに参議院を通過せず、私どもにとっても大きく左右されることで、一日も早い成立を願っておりますが、本誌がお

手元に届くころには、可決・成立することと
思います。

政局波瀾の年は経済が順調に推移するとも
いわれております。

遅い春になると思われますが、いっそうの
ご活躍をお祈りいたします。

広報委員長 三瓶 徳 司

会 報 / 第31号

発行日 / 平成元年6月25日

発行者 / (株)全国建設機械器具リース業協会

〒101 / 東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4階 TEL (03)293-7273~4

発行責任者 / 広報委員長 三瓶徳司

制作 / 株式会社 インターコミュニケーション

〒107 / 東京都港区赤坂1-9-15 自転車会館2号館8階 TEL (03)589-4530

いつ何がおこるか ガード ガッチリ



“リース企業”をとりまく
“リスク”(危険)からお守りする
リース業協会共済制度(リース賠償責任保険)

まだ、ご存知ない会員の皆様も是非所属協会または下記へお問い合わせ下さい。



引受保険会社 **AIU 保険会社**

(エイアイユー インシュアランス カンパニー)
赤坂支店: 東京都港区赤坂3-1-2
TEL 03-(583)-1121

取扱代理店

SANTEI GROUP

株式会社 総合インシュアランス

東京: 東京都港区赤坂6-18-3アイビービル4F
〒107 TEL 03-505-4955

横浜: 横浜市戸塚区品濃町539 6アーバン東戸塚6F
〒244 TEL 045-821-7181

大阪: 大阪府北区角田町8-47(阪急ランドビル16F)
〒530 TEL 06-316-1541



職場の安心を、
お手伝い。

企業・団体の福祉に

役員・従業員のかたの万一の場合の保障に

団体定期保険

勤労者のゆたかな老後のために

財形年金保険

企業の退職金制度に

企業年金保険

社会保障と退職金制度を調整する

厚生年金基金保険

明日の幸せを設計する

明治生命

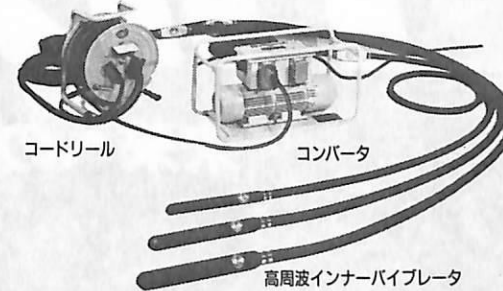
NEW MOVEMENT EXEN



先進の技術、

一歩先ゆく高性能群。

高周波48Vパイプレータシリーズ



コードリール

コンバータ



建築用取り付けパイプレータ

高周波インナーパイプレータ

軽便パイプレータ
シリーズ

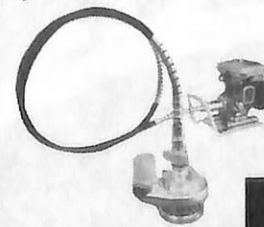


高周波エンジン発電機

ダイヤモンド・ドリル
シリーズ



フレキシブルポンプシリーズ



コンクリートカッターシリーズ



EXEN

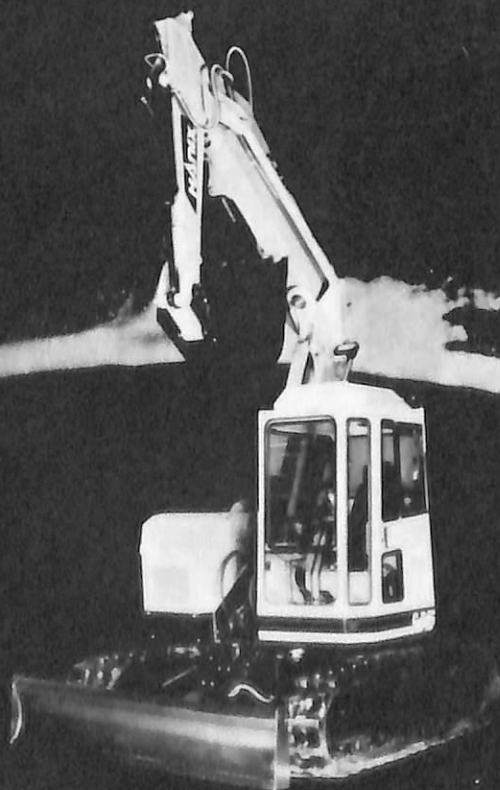
振動応用技術の、エクセン
林パイプレータ株式会社

本社・東京支店 〒105 東京都港区浜松町1-17-13 ☎ 03(434)8451代 FAX 03-432-7709
大阪支店 〒565 大阪府豊中市上新田4-6-8 ☎ 06(831)3008代 FAX 06-871-4282
草加工場 〒340 草加市稲荷5-26-1 ☎ 0489(31)1111代
札幌営業所 ☎ 011(704)0851 名古屋営業所 ☎ 052(703)9977 福岡営業所 ☎ 092(451)5616
仙台営業所 ☎ 022(259)0531 広島営業所 ☎ 082(278)6868 鹿児島営業所 ☎ 0992(67)6611
関越営業所 ☎ 0273(23)0771 高松営業所 ☎ 0878(82)7117

新しい挑戦

HANIX

未来への広がり



 **日産機材株式会社**

●本社・工場 〒354 埼玉県入間郡三芳町上富1478-1 ☎0492-58-1811(代表)

advance

創造する先駆者

強いただけなら、
魅かれはしない。



時代が求めた人と機械のいい関係。
それに応えられるのは、やっぱりアバンセです。

人にやさしい高性能があって、はじめて機械への信頼が生まれる。この思想を背景にアバンセは誕生しました。以来、ユーザーの皆様から得た高い評価は、これからの建設機械が進む道を確実に切り開いてきた証であると考えます。テストを大切にしたいイージー・オペレーション、快適な居住性、そして抜群の作業パフォーマンス。コトバだけでは信じられなかった真の価値と、操ることの誇りがcockピットにあふれている。———こんなうれしい感想がコマツに届いています。



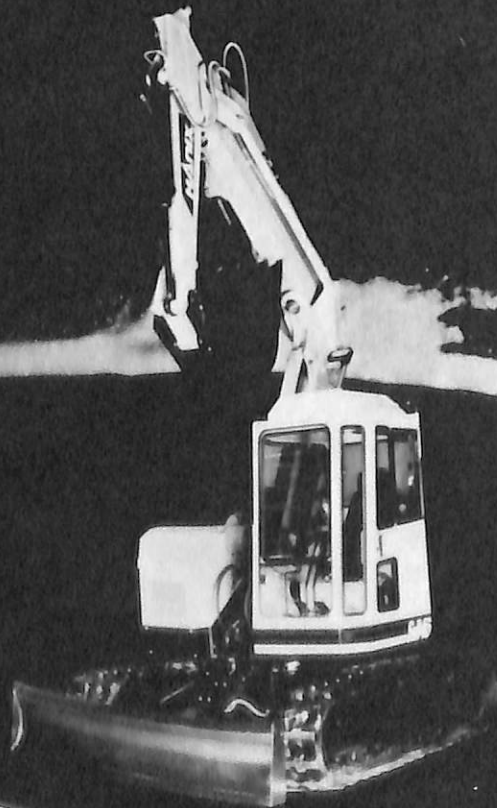
人と技術のコミュニケーション
KOMATSU

小松製作所 営業本部 〒107東京都港区赤坂2-3-6 ☎03(5561)2714

新しい挑戦

HANIX

未来への広がり



 **日産機材株式会社**

本社・工場 〒354 埼玉県入間郡三芳町上宮1478-1 ☎0492-58-1811 (代表)

advance

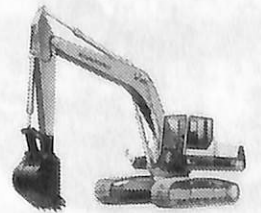
創造する先駆者

強いただけなら、
魅かれはしない。



時代が求めた人と機械のいい関係。
それに応えられるのは、やっぱりアバンセです。

人にやさしい高性能があって、はじめて機械への信頼が生まれる。この思想を背景にアバンセは誕生しました。以来、ユーザーの皆様から得た高い評価は、これからの建設機械が進む道を確実に切り開いてきた証であると考えます。テストを大切にしたいイージー・オペレーション、快適な居住性、そして抜群の作業パフォーマンス。コバだけでは信じられなかった真の価値と、操ることの誇りがコックピットにあふれている。———こんなうれしい感想がコマツに届いています。

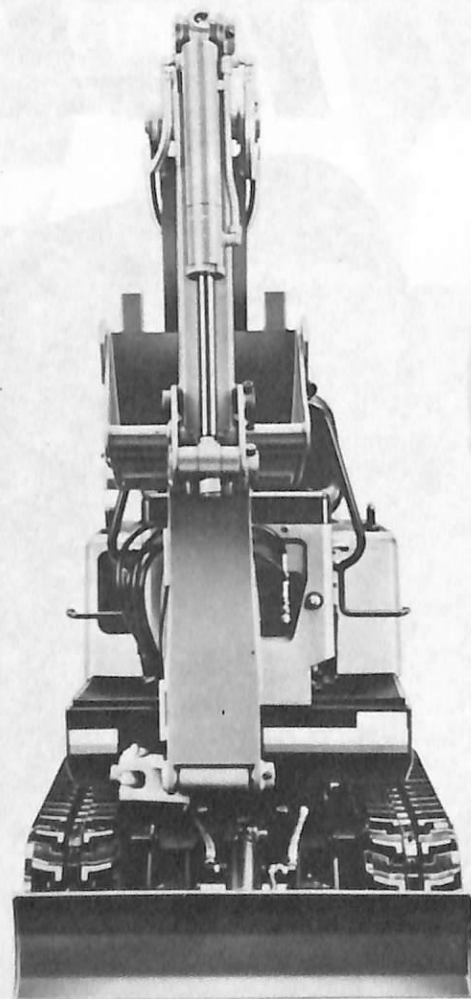


人と技術のコミュニケーション
KOMATSU

小松製作所 営業本部 〒107東京都港区赤坂2-3-6 ☎03(5561)2714

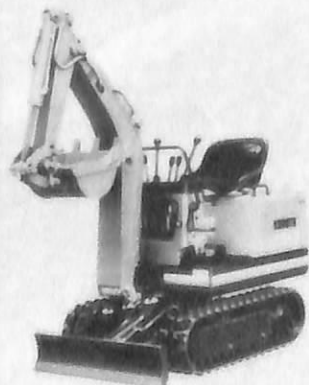


技術があたたい



ちっちゃなボディにパワフルな掘削力。テキパキ、ワイドに大活躍。

わたしのライブミニ。



007

LライブE・MミニNノ

■標準バケット容量:0.02m³ ■機械重量:700kg ■エンジン出力:8ps ■最小旋回半径:825mm(80°スイング時)

小さいから、スイスイ。パワフルだから、テキパキ。全幅820mmというコンパクトなボディで、800kgfというビッグな掘削力を発揮。バランスのとれた作業能力で、都市部の狭い現場から果樹園などの傾斜地まで、力強くトライしていきます。

ライブミニ007。

かわいい、すごいと大評判です。

確かな技術と信頼の

のり建設機械 久保田鉄工株式会社 建設機械事業部

●カタログのご請求、およびお問い合わせは——— 本社建設機械事業部 ☎556-91
大阪市浪速区豊津東1丁目2番47号 ☎06(648)2103 本社建設機械営業部 ☎06(648)2070 東京
本社建設機械営業部 ☎103 東京都中央区日本橋室町3丁目1番3号 ☎03(245)3523 東京本社
建設機械営業部長野駐在 ☎0262(65)4245 東京本社建設機械営業部新潟駐在 ☎0252(85)1261
北海道クボタ建設機 ☎011(377)5511 秋田クボタ建設機 ☎0188(46)8960 東北クボタ建設機 ☎022(384)2144 内燃機器金沢支店 ☎0762(75)1121 中部クボタ建設機 ☎0586(73)1235 中国クボタ建設機 ☎0823(72)
1500 中国クボタ建設機岡山営業所 ☎0862(79)7645 中国クボタ建設機米子営業所 ☎0859(34)2443 四国クボタ建設機 ☎087786-3535 内燃機器福岡支店 ☎092(606)3161 内燃機器熊本支店 ☎096(357)6181

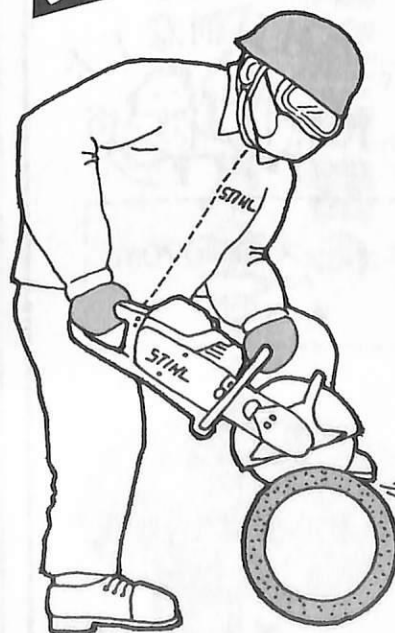
西ドイツが世界に誇る強力メカニズム

スチールエンジンカッター TS360AVSE

★ドライブブレードはオプション



実績 No.1



★特長

- AV(防振)ハンドルで作業性向上。
- ニューフィルターシステムで防塵対策万全。
- 電子点火システムでエンジン出力アップ。
- 大型マフラー+吸入音対策で消音効果抜群。

■TS360AVSE仕様

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 排気量 | 60cc |
| 燃料混合比 | (無鉛ガソリン)25:1(2サイクル専用オイル) |
| 使用ブレード | 12インチ用305×20(切込深さ100 ^{mm}) |
| 重量 | 11.0kg(12"砥石付) |

STIHL®

総発売元

スチールジャパン販売株式会社

●本社 〒181 東京都三鷹市中原1丁目8番14号 TEL.(307)6161

●支店

札幌 011(711)9251 仙台 022(279)8421 中部 03(307)6161 大阪 0729(66)0681 四国 0899(58)3121
秋田 0188(39)1999 東京 03(300)8331 北陸 0776(24)0661 広島 0829(23)7771 九州 096(389)3111

ホースマッキー888

なんでも巻いちゃおー

エアホース、サニホース等の
巻き取り作業は
腰の痛い重労働です。

そのホース類の巻取りを
楽々ときれいに、
そして早く巻くために
開発しました。

大会社の社長さんは
ごぞんじないかも

だけど気になってる

在庫管理・品質管理等
お客様にも好感を与え

会社のイメージアップ

社員の方々の
労働条件の改善に
お役立下さい。

前向きでやさしい社長さんの思いやり

ホースマッキー888

全社員創意工夫

奈良県のあるレンタル会社さんでは、社員の方の提案で高周波パイプレーターもホースマッキーで管理されている。
このレンタル会社さんは、将来性あるな〜と思った。(マッキー日記より)

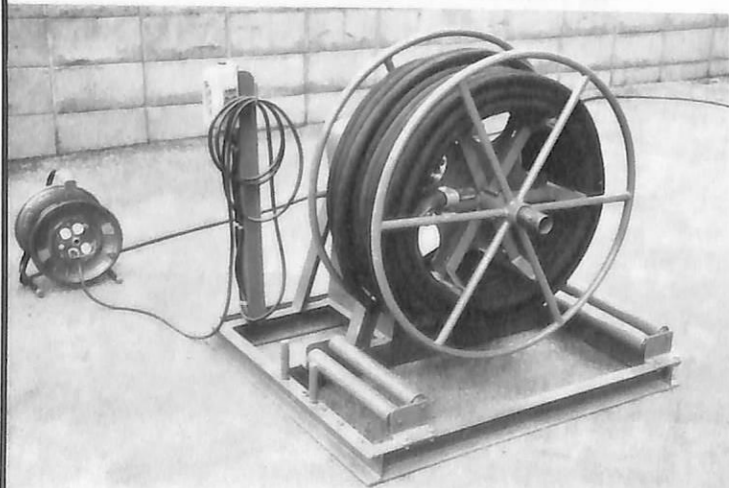
〈巻取長さ〉

エアホース(19mm)70m、キャブタイヤ(22mm)70m、サニホース(200mm)70m

動力/100V 0.4kW

寸法/900×1000×950mm

その他
重量/120kg



事務部

OA導入等により合理化

現業部

ホースマッキー導入で合理化

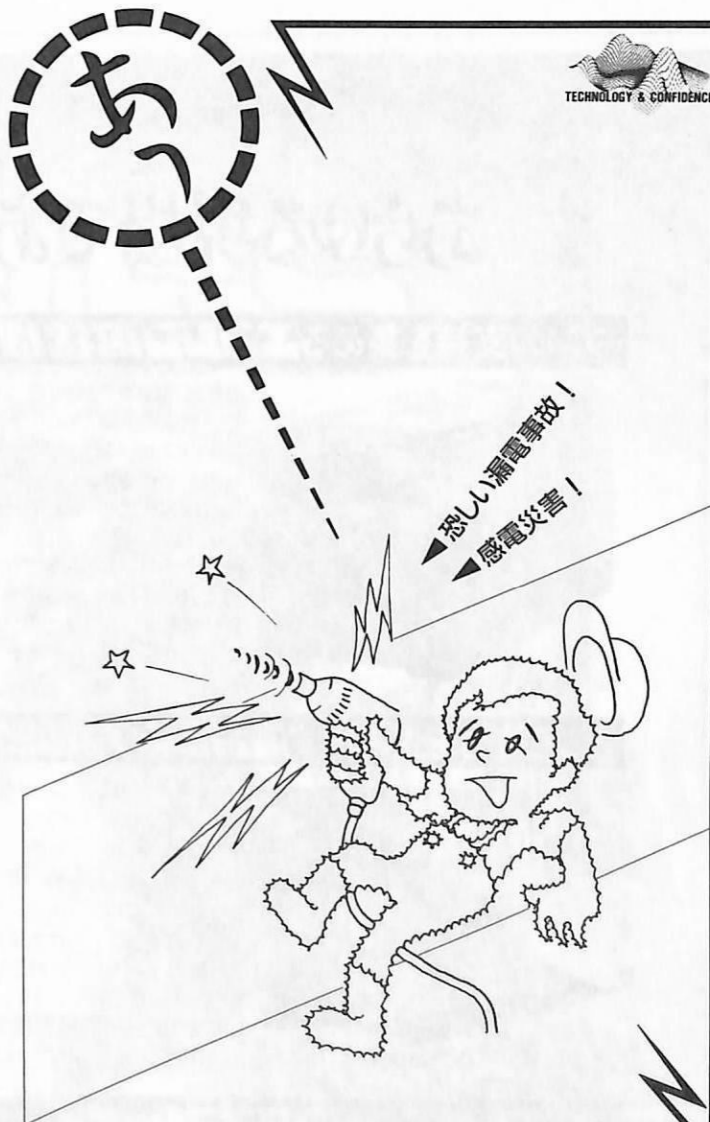
株式会社 **ポエック** 広島市西区草津東2丁目2-8
TEL (082) 273-4852

ハイテクノロジーであなたとコミュニケーション



人命を守る漏電遮断器の

メンテナンスは万全ですか？



漏電遮断器のテンパールの漏電遮断器テスタです。

テンパールの漏電遮断器テスタLT-1は、

漏電遮断器の動作時間、感度電流が接続リード線の接続と簡単な操作で測定できます。人命を守る重要な漏電遮断器。その動作状態を定期的に把握する事が重要なポイントとなります。テンパールの漏電遮断器テスタLT-1にその重要な任務をおまかせください。



●資料請求・お問合せは
テンパール工業株式会社

〒732 広島市南区大州3-1-42
TEL (082) 282-1341 (代表)

| | | |
|-------------------|--------------------|--------------------|
| 札幌 (011) 824-2081 | 名古屋 (052) 262-4761 | 岡山 (0862) 22-8809 |
| 仙台 (022) 236-0088 | 静岡 (0542) 37-5255 | 山口 (0839) 24-2985 |
| 東京 (03) 988-4851 | 北陸 (0762) 23-3121 | 高松 (0878) 21-5575 |
| 横浜 (0272) 33-7973 | 大阪 (06) 353-6641 | 松山 (0899) 24-2075 |
| 富山 (0486) 66-3035 | 神戸 (078) 576-5758 | 福岡 (092) 411-4420 |
| 新潟 (0472) 68-2225 | 津和野 (0724) 43-8201 | 鹿児島 (0992) 53-5286 |
| 新潟 (045) 252-0491 | 広島 (082) 281-7755 | |
| 新潟 (025) 286-6820 | 松江 (0852) 25-3554 | |

漏電遮断器テスタ

テンパール

Denyo

あらゆる現場であらゆる用途で

多彩に活躍するデンヨー製部品

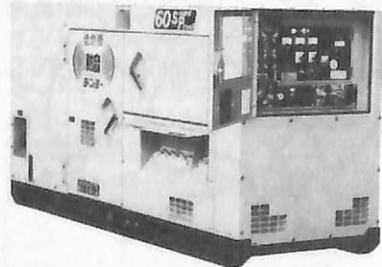
プロの支持を集めるエンジン溶接機 100-500A



BLW-280SSW

溶接品質の高さで、現場最前線のプロフェッショナルからも大きな信頼を集めるエンジン溶接機。デンヨーならではの高新技术で低騒音化、省エネ化に成功するとともに、すぐれた品質と高性能の実現によって、国内65%という圧倒的なシェアを誇ります。昭和34年に日本初の小型高速エンジン溶接機を開発して以来、ニーズに応じて幅広いラインナップを展開してきたデンヨーのエンジン溶接機。現在、国内・海外のさまざまな国家プロジェクトでもその実力をフルに発揮しています。

安定電力を生み出すエンジン発電機 0.5-800kVA



DCA-60SPH

「動く発電所」としてさまざまな分野に確かな電力を供給しているデンヨーのエンジン発電機。±1.0%をも可能にした極小の電圧変動率と最小の波形歪み。建設現場の動力源としてだけでなく、つねに安定した電力が要求される病院、通信機、TV中継車をはじめ、非常時の緊急用設備、屋外イベントやレジャー施設、離島や農林水産業などの電源としても利用されています。国内で35%以上のシェアを獲得。海外でも評価が高く、各地のきびしい環境下で信頼性と耐久性を実証しています。

高効率のエンジンコンプレッサ- 1.4-26.9m³/min



DPS-130SSBY

全国各地の建設工事で活躍し、厚い信頼性で親しまれているデンヨーのエンジンコンプレッサ。空気を自由にコントロールし、効率のよいエネルギーを生み出すとともに、低燃費、低騒音の快適作業を実現しています。使用状況や用途に応じて機種バリエーションも充実。シェアは国内市場で25%以上を占めています。産業の発展とニーズの高度化にともない利用範囲が広がり、重要なエネルギー源としての価値をますます高めています。

営業所
札幌 011 (862) 1221 仙台 022 (286) 2511 北関東 0272 (51) 1931
東京 03 (228) 2211 横浜 045 (774) 0321 静岡 0542 (61) 3259
名古屋 052 (935) 0621 金沢 0762 (91) 1231 大阪 06 (488) 7131
高松 0878 (74) 3301 広島 082 (255) 6601 福岡 092 (503) 3553
出張所 / 全国主要38都市

●技術で明日を築く
デンヨー株式会社

本社：〒164 東京都中野区上高田4-2-2 TEL.03(228)1111(大代表)

ディーゼル発電機



NES

シリーズ 防音型



30機種 (10kVA~750kVA)

製造元 **重日本車輛**

総代理店



にちゆう **日熊工機株式会社**

営業本部 名古屋市中区栄3-2-7 丸善ビル5階
〒460 TEL (052) 261-8356

まちの未来、くらしの未来。

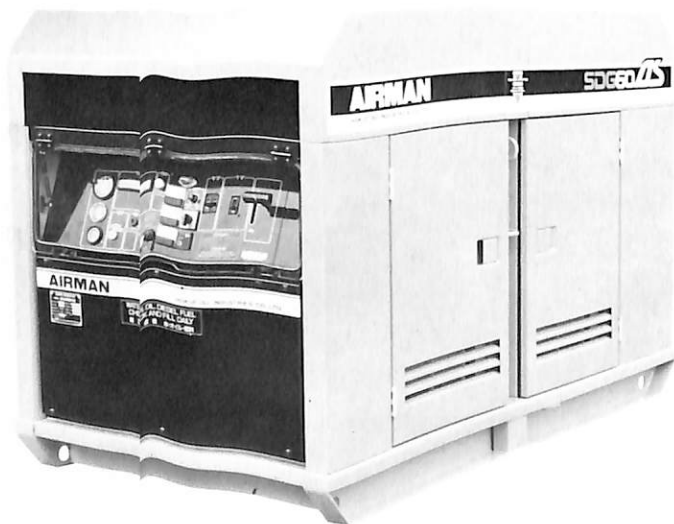
AIRMAN[®]

New Model

AS

ADVANCED SILENT

ブラシレスエンジン発電機



超低騒音

56dB(A)

■ASシリーズ仕様

| 項目 | モデル | | SDG25AS | | SDG45AS | | SDG60AS | |
|----|-----|--|---------|----|---------|----|---------|----|
| | Hz | | 50 | 60 | 50 | 60 | 50 | 60 |
| 出力 | kVA | | 20 | 25 | 37 | 45 | 50 | 60 |
| 出力 | kW | | 16 | 20 | 29.6 | 36 | 40 | 48 |

進化した静けさ

耳をすましてください。
 進化したゼネレータの名はADVANCED SILENT。
 略してAS。
 静けさを追求した新デザインのパワーソースです。
 技術にやさしさをくわえて、
 より豊かな環境の創造へとグレードを高めました。
 身近な場所で静かに活躍するASの新しさを
 目で、耳で、感じてください。



北越工業株式会社

新潟本社・工場 〒959-01 新潟県西蒲原郡分水町之武新田113-1 (0256)97-3201
 東京本社・支社 〒160 東京都新宿区西新宿1-22-2新宿サンエールビル (03)348-8561
 大阪支店 〒566 大阪府摂津市新在家2-32-13 (06)349-3631

札幌 (011)222-1122 高崎 (0273)52-7763 金沢 (0762)92-1152 高松 (0878)41-6101
 旭川 (0166)33-2188 松本 (0263)26-1080 名古屋 (0586)77-8851 松山 (0899)53-1274
 盛岡 (0196)53-4030 埼玉 (0485)92-9059 京都 (075)593-3020 福岡 (092)504-1831
 仙台 (022)258-9321 千葉 (0472)53-4701 神戸 (078)927-6454 熊本 (096)357-0361
 新潟 (0256)92-6521 横浜 (045)453-2361 岡山 (0862)33-1077 鹿児島 (09956)5-1304
 郡山 (0249)33-6475 静岡 (0542)58-6166 広島 (0829)28-4801 那覇 (0988)79-3311
 宇都宮 (0286)61-3634